

1 議 事 日 程 (3日目)

[平成23年太宰府市議会第4回(12月)定例会]

平成23年12月13日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	不老光幸 (11)	<p>1. 歴史と文化の環境税と太宰府古都・みらい基金について</p> <p>(1) 歴史と文化の環境税について、市長の諮問に対して税制審議会からは3年間の継続の答申があったが、太宰府古都・みらい基金が施行されている状況でどのような考えで諮問されたのか伺う。</p> <p>(2) 当初の理念に基づく今後の事業予定について伺う。</p> <p>(3) 太宰府古都・みらい基金制度に移行することについて、考えを伺う。</p>
2	藤井雅之 (7)	<p>1. 介護保険制度について 改正された介護保険法について伺う。</p> <p>2. いきいき情報センターの今後の運営について 特定の日に発生している駐車場への入場待ちによる施設周辺の渋滞への対応を中心に、今後の施設運営のあり方について伺う。</p>
3	門田直樹 (13)	<p>1. 携帯電話中継基地局の問題について 市が配付した「安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局の適正化に関する請願の処理経過及び結果の報告」は、請願の趣旨を誤解、曲解している。請願が求めていることを「求めている」として出した結果報告であり、理解できない。請願の趣旨は、</p> <p>① 条例を制定すること。</p> <p>② 教育施設に配慮すること。</p> <p>③ 設置・改造を行うときは説明会を実施すること。</p> <p>④ 既設の基地局のうち、児童関連施設の周辺にあるものについては、事業者は保護者と話し合い誠実な対応をすること。</p> <p>の4点である。請願趣旨と結果報告の相違について伺う。</p> <p>また、今定例会に提出された「太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例」案に関して、市執行部が否定的な活動を行っていると聞く。この件について所見を伺う。</p>

4	長谷川 公 成 (6)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校施設の整備について <ol style="list-style-type: none"> (1) 学業院中学校の体育館について (2) 太宰府東中学校の体育館の天井について (3) 太宰府南小学校の中庭駐車場について 2. 公共施設の利用について 施設予約の際、複数の団体から申し込みがあった場合の抽選方法について伺う。
5	原 田 久美子 (8)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全で安心して暮らせるまちづくりについて 災害時、緊急時の施策について伺う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) コミュニティ無線について (2) AEDについて (3) 救マーク制度について 2. 子育て支援について <ol style="list-style-type: none"> (1) 認可保育所への入所待機児童の現状と主な入所希望の理由について (2) 入所希望者の増加の理由について (3) 待機児童ゼロ作戦の考え方と推進状況について
6	上 疆 (3)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設産業課に「やまびこ班」を設置することについて 協働のまちづくりとして、市民と行政が対等な立場でお互いの特性を生かしながら、地域でできることは様々な対応をしているが、地域には高齢者が多く、例えば公園の樹木は大きくなるため高い枝を切らなければならない、また、道路舗装の欠損修理や側溝の蓋の交換等、市職員が確認されて業者に発注している。ほかにもいろいろあるが、地域の声にすぐ対応できる昭和52年頃の「やまびこ班」を建設産業課内に設置していただきたい。市長の所信を伺う。 2. 西鉄バスの西鉄二日市駅東口・星ヶ丘線の増便等について このバス路線は、地域で最初の大きな取組みとして、当時の役場や西鉄に強い要望活動を行い、昭和58年7月に団地バス「星ヶ丘線」が開通した。多くの利用者があり順調だったが、近年は経営が厳しいのか太宰府高校の通学用に大型バスを増やし、緑台から西鉄五条駅行きは大幅な減便をされ、高齢者が外出できなくなっている。この現状について市長の所信を伺う。 3. コミュニティバスまほろば号高雄回り線等について 高雄回り線の国道3号線経由をやめて、緑台から青山、西鉄五条駅を経由するよう変更すれば利用者は増えると考えますが、市長の所信を伺う。

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 陶 山 良 尚 議員

2番 神 武 綾 議員

3番 上 疆 議員
5番 小 島 真由美 議員
7番 藤 井 雅 之 議員
9番 後 藤 邦 晴 議員
11番 不 老 光 幸 議員
13番 門 田 直 樹 議員
15番 佐 伯 修 議員
17番 福 廣 和 美 議員

4番 芦 刈 茂 議員
6番 長谷川 公 成 議員
8番 原 田 久美子 議員
10番 橋 本 健 議員
12番 渡 邊 美 穂 議員
14番 小 柳 道 枝 議員
16番 村 山 弘 行 議員
18番 大 田 勝 義 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	木 村 甚 治
地 域 づ くり 担 当 部 長	今 泉 憲 治	市 民 生 活 部 長	古 川 芳 文
健 康 福 祉 部 長	井 上 和 雄	建 設 経 済 部 長	神 原 稔
会 計 管 理 者 併 上 下 水 道 部 長	三 笠 哲 生	教 育 部 長	齋 藤 廣 之
総 務 課 長	古 野 洋 敏	経 営 企 画 課 長	石 田 宏 二
協 働 の ま ち 推 進 課 長	諫 山 博 美	市 民 課 長	原 野 敏 彦
税 務 課 長	久 保 山 元 信	環 境 課 長	濱 本 泰 裕
福 祉 課 長	宮 原 仁	高 齢 者 支 援 課 長	平 田 良 富
保 健 セ ン タ ー 所 長	中 島 俊 二	子 育 て 支 援 課 長	小 嶋 禎 二
都 市 整 備 課 長	今 村 巧 児	建 設 産 業 課 長	伊 藤 勝 義
上 下 水 道 課 長	松 本 芳 生	教 務 課 長	木 村 裕 子
生 涯 学 習 課 長	木 原 裕 和	監 査 委 員 事 務 局 長	関 啓 子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議 会 事 務 局 長	田 中 利 雄	議 事 課 長	櫻 井 三 郎
書 記	白 石 康 子	書 記	花 田 敏 浩
書 記	茂 田 和 紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の一般質問通告書は、14人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日13日、6人、14日、8人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（大田勝義議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

11番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔11番 不老光幸議員 登壇〕

○11番（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

歴史と文化の環境税と太宰府古都・みらい基金についてであります。

歴史と文化の環境税は、平成15年5月23日から条例が施行されました。以後、平成16年3月3日の議会で、施行後3年での見直しの条例の一部改正条例案が可決されました。さらに、平成18年5月19日、臨時議会で3年間延長の条例が可決され、平成21年3月議会でさらに3年間の継続が可決されました。

一方、太宰府古都・みらい基金は、平成18年5月9日の太宰府市税制審議会の太宰府市歴史と文化の環境税についての答申の中で、将来のまちづくりのための財源確保については、本税を継続する案と、市民みずからまちづくりに参加することによる基金制度の2つの案が提唱された。よって、次の事項を付して継続と判断するに至ったと答申されております。

その付記事項の中に、1、来訪者や事業者の理解、制度上の公平性などを回避するために本税を廃止し、それにかわる基金制度の提案、太宰府みらい基金については、時代の趨勢から協働のまちづくりという趣旨を踏まえた提案として受けとめ、早急の検討課題であると判断する。

また、平成18年5月19日の臨時議会で当時の佐藤市長、市当局の答弁の中に、1、太宰府市観光駐車場協会からの陳情の中で、太宰府みらい基金（仮称）の提案を受けている。2、太宰府市の歴史的文化遺産を継承していくには、財源が必要であるという共通認識がある。今程

度の税の金額の確保が必要。その資金5,000万円が確実に継続的に確保されるならば、基金に移行も考えられる。4、太宰府みらい基金（仮称）は、条例で制定しなければならない。5、ワーキンググループを早急に立ち上げて、基金創設に向けて積極的に進めていきたい。6、付記事項等にございます基金の問題につきましては、なるだけ早い機会にそういう結論が得られればそれに従うということです。

このようなことから、平成18年6月、ワーキンググループを立ち上げ、以後6回会議を開催して、（仮称）太宰府みらい基金条例（案）を作成、平成18年12月議会で特別委員会を設置、平成19年3月議会での条例制定には至らず、改選後の議会に申し送り事項として終了した。

改選後の新しい議会にて、みらい基金創設特別委員会を平成20年3月議会にて設置し、また、みらい基金創設検討委員会も平成20年2月から検討を重ねて、平成21年9月議会にて太宰府古都・みらい基金条例が、議会発議で議員全員賛成で可決され、平成22年4月1日から施行されました。

その後、太宰府古都・みらい基金推進会も任意に立ち上げられ、その実施に向けた活動を開始の段階で、あの東北地方大震災が発生いたしまして、今自粛をいたしているところであります。このような背景のもとでの今回の歴史と文化の環境税の諮問をされ、答申になっております。

そこで、次のことについてお尋ねいたします。

まず1点は、太宰府古都・みらい基金が、平成18年5月9日の税制審議会の答申の内容、及び平成18年5月19日の臨時議会での当時の市長、市当局の答弁により、その意向のもとにワーキンググループ、議会における2度の特別委員会の制定、審議、基金創設検討委員会の検討などを経て、議会発議にて条例が制定され、施行実施されている状況の中で、歴史と文化の環境税をどのようなお考えで今回諮問されたのかをお伺いします。

2点目は、当時の理念に基づく今後の事業予定をお伺いします。

3点目は、太宰府古都・みらい基金制度に移行することについてのお考えをお伺いします。

以上、再質問につきましては自席にてお伺いいたします。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） おはようございます。

歴史と文化の環境税と太宰府古都・みらい基金についてお尋ねでございます。お答えを申し上げます。

まず、歴史と文化の環境税でございますけれども、平成15年5月23日に施行をいたしました。本年で8年を経過をいたしております。現在まで年間6,000万円を超える安定したまちづくりの財源となっておるところでございます。

このこと、背景につきましては、納税者を初め、市民でありますとか、あるいは特別徴収義務者でございます駐車場事業者など、関係者の多くの今日までのご理解とご協力のたまものであると、ここでもちまして厚く御礼を申し上げたいというふうに思っております。

さて、お尋ねの件でございますけれども、太宰府古都・みらい基金条例（案）の作成から引き続きまして、特別委員会での取り組みなど、議員の皆様には、改めまして厚く感謝を申し上げたいと思います。現在、太宰府古都・みらい基金条例が成立をいたしました。推進会が活動を開始されておりますので、今後の発展を見守っているところでございます。

また、太宰府市歴史と文化の環境税は、条例の附則第2項の適用期間の定めがございました。今回が3回目の適用期間の検討時期となりました。今回の見直しにつきましては、総務省での取り扱いが前回の、前回は報告でございましたけれども、今回は同意を要しますことから、その手続きが3カ月必要になってまいります。このために条例施行後におけますところの、税を活用したまちづくりに必要な財源となっていますことや、社会経済情勢の推移等をしんしゃくいたしまして、9月に適用期間についての諮問をいたしたところでございます。

次に、2項目めの質問にお答えを申し上げます。

歴史と文化の環境税は、法定外普通税ではございますけれども、目的税的要素もあることもまた事実でございます。この税を活用いたしまして、例えば臨時駐車場設置事業でありますとか、あるいは仮設トイレ設置事業、あるいは門前町美化推進事業、太宰府発見塾推進事業、また史跡地ライトアップ事業、史跡地の保存活用整備事業等を実施をしておるところでございます。

さらには、環境負荷、CO₂の削減事業といたしまして、レンタル自転車事業の運営支援でありますとか、あるいは渋滞対策の交差点交通誘導警備、また国から認定を受けました歴史的風致維持向上計画関連事業等に活用させていただいております。太宰府市のまちづくりにとりまして、必要な財源でございますし、このことを活用しながら、そしてまちぐるみ歴史公園のまちづくりを行ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

3項目めの質問についてお答えを申し上げます。

行く行くは歴史と文化の環境税にかわるものとして推移すべきという意見もございまして、太宰府古都・みらい基金は、昨年4月に施行されたばかりでございますので、今後の進展を見守ってまいりたいと、このように思っております。これも駐車場事業者を初めといたしまして、関係者の皆様方の多大なるご協力のおかげであると思っております。改めて感謝を申し上げたいというふうに思っております。今後も従来からの継続事業や新規事業につきましてご提案を申し上げ、運営協議会におきましてご審議をいただき、新年度の予算に反映をさせてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） 歴史と文化の環境税という言葉に対しまして、なぜ車で来られ、市内にありますが駐車場を利用される方だけにこの税を課すのか、この疑問が当初からありまして、この不合理性と税を課する側の後ろめたさが、この中にある多くの皆さんが、知恵と時間をかけて、歴史と文化の環境税のかわりにこの太宰府古都・みらい基金条例を制定して、「歴史と

みどり豊かな文化のまち」の理念をもとに、環境と歴史ある資産の整備をして、後世に伝えていこう、そのための財源として駐車される方のみでなく、多くの方々にご理解をいただいて財源を確保しようと、また平成18年5月の臨時議会での議会各位の発言と、市長を初め総務部長さんの回答がもとになり、太宰府古都・みらい基金を議員発議で制定して施行されたことを申し上げておきます。

平成21年5月の歴史と文化の環境税の条例改正前の平成20年12月26日の税制審議会の答申では、協働の理念をうたう太宰府みらい基金がこれからのまちづくりの新しい形の一つとして期待され、今後も検討していくべき課題であることなどから、太宰府みらい基金に関する条例の制定とその施行状況、社会情勢の推移なども勘案し、必要に応じて税制審議会が開催されることを望むものであるとなっております。このことに関して、税制審議会を開催されましたか、お伺いいたします。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいまのご質問ですが、平成20年12月26日に税制審議会のほうから答申をちょうだいいたしました。ちょうど今ご意見にありました古都・みらい基金の条例制定に向けた動きとそのことの報告、そういうことを含めて必要に応じた税制審議会の開催をという、確かに答申書ということになっております。

先ほどからるる不老議員さん述べられましたように、この古都・みらい基金につきましては、平成21年9月議会で可決をいただきまして、平成22年、昨年4月からの施行ということになっておるところでございます。これに当たりましては、市長も申し上げましたように、議員各位には大変なご協力をいただいたことに関しまして、深く感謝を申し上げたいと、このように思っております。

また、今年の3月には11日、東日本におきます大震災が起きたということもございまして、ちょうど推進会のほうのお話を聞きますと、基金の寄附のお願いの文書をもう発送するまでになっておったということでしたが、先ほど申し上げましたように、そういう震災の状況から送付を断念したということもお聞きをいたしております。

したがって、なかなか現在まで基金のほうが思うように進んでいないという状況もございましたし、来年の期限に向けて今年9月からの税制審議会の開催を予定いたしておりましたので、この間、税制審議会を開催をしていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） 私は、今回の答申では、みらい基金も同じテーブルで審議検討されるべきではなかったかと思っております。今回の答申内容では、平成21年9月に太宰府古都・みらい基金が制定されたことの報告を受けたとだけになっております。それ以前の税制審議会の答申の中では、本当に真摯に受けとめてやろうという姿が見えていたわけですが、今回は、太宰府古都・みらい基金については、それを歴史と文化の環境税と同じような取り扱い

で、お互いに比較をしながら、真剣に検討していただきたいという気持ちを持っておりましたが、それがされていないという、非常に残念なことで思っております。

さっきも申しましたように、平成20年12月26日の税制審議会の答申の内容では、私はみらい基金を真摯に審議してもらえると、また参考に考えていただけたらと思っておりましたが、今回の答申の内容にはみらい基金の存在には関知せず、審議もしなかったという内容だと思いません。なぜ税制審議会に今回の諮問の前にみらい基金の現状なりを報告して、審議をされる機会をつくらなかったのか、非常に残念に思っておりますけれども、この件についていかがだったのか、再度お伺いいたします。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいま審議が十分になされなかったというご指摘でございましたけれども、審議会の中におきまして、先ほど申し上げましたように、歴文税の経過、状況の報告はもちろんですけれども、その中で推進委員会事務局のほうからも、この古都・みらい基金についての現状、状況の報告をいただいたところでございます。

また、審議委員さんの中のご意見といたしましては、そういう未来、希望する、期待する基金であるので、早くかわるべきではないかという一部のご意見もございました、確かにですね。そういうこともございましたが、先ほど申し上げましたように、基金の状況がなかなか思うように進んでいないという状況もございましたので、結論的には委員さんすべての中で、本歴文税については3年継続が適当であるというご意見に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） 参考までにお伺いいたしますけれども、今度の税制審議会の審議の中で、駐車場事業者の方は反対というか、継続に反対だという意見をお持ちだとは思いますが、その駐車場事業者以外で、歴文税の継続に反対の意見がありましたかどうかを伺いたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） この歴史と文化の環境税等々につきましての事業者以外の反対があるかどうかというようなこと。私は第1期目のときでございますけれども、2年間をかけましてくまなく44行政区回らせていただきました。そのときにもまちづくりの財源の問題等々が論議になりました。その中で、むしろあの環境税はどうなっておるのかと、廃止したのか、存続しておるのかどうかと、むしろ必要なんだというふうなこと、経過をもっと説明してほしいというふうなことはありましたけれども、反対の意見等々については一つもありません。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） 今市長のお答えのとおりだと思います。ほとんどですね、前アンケートをとられたときに約8割近くは継続という市民の結果だったと思います。それから、駐車場

事業者のほうは七十何%だったと思うんですけど、反対だという中で、今回私が危惧しているのは、税制審議会のメンバーの中で、観光協会からの代表の方から反対の話をお聞きをいたしました。これは普通の方から、やっぱりこの件については反対だというご意見をお伺いしましたので、そちらの観光協会からの代表の方は、そういうご意見はあったのかどうか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） ちょっと私も税制審議会へ入っておりましたので、私のほうからご回答させていただきます。

確かにですね、発言としては私的な部分も含めてということではいろんな発言がございました。その中では、人件費を下げればいいじゃないかというような、市予算全体における職員体制、人数の問題でありますとか、人件費が5%下げたら幾らになるというようなことで、ある程度、歴文税のことよりもそういう人件費関係のようなことで、私的な部分もということで発言もありまして、そのようなことで、団体、代表で発言されたのか、個人的なものなのか、ちょっと明確にはなっていないなと私もその当時感じておりました。

そういう私どもの職員体制、市の予算執行のことについても、それは一つのご意見として私ども承っておるところでございますが、この税そのものですね、根本的な問題で、組織として、代表としてどうのというようなふうには私はとらえていないところでございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） わかりました。

話をかえまして、今後3年間、環境税を実施しながらですね、この太宰府古都・みらい基金の寄附が、環境税に見合う金額の達成ができるとお考えなのか、参考のためにお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） このみらい基金の今の6,000万円を超える形での、例年継続的にこのことが寄附、浄財が集まるというふうなことについては、なかなか難しい問題ではないかなと、そう私どもは市民の意識の醸成等々を期待はいたしますけれども、また努力はしてまいりますけれども、現実問題として、あらゆる私も寄附金の状況、他の寄附の状況等も勘案しますと、なかなか難しい面があるというふうに思っております。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） わかりました。

この歴史と文化の環境税は、3年に1回ずつ見直し、改定をされると思えますけれども、じゃああと何年というか、いつまでぐらい続けろうというお考えが、ずうっと続けるお考えなのか、ある程度年限を切るとか、そういうような中で、ある一定の目途がついたらまた考えるのか、そういうちょっとお考えをお聞かせ、お願いしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 太宰府古都・みらい基金につきましては、歴史と文化の環境税と並行した形で、広く市民だけではなくて、全国の皆様方に呼びかけながら、この古都太宰府を守るというふうな意味での浄財等々については可能であるというふうに思っております。したがって、期限を切ってこれを廃止するとか、終えんを迎えるとか、そういったものではないのではないかなというふうに思っております。未来永劫といいたいまいしょうか、に向かって、この古都を守る、100年後も誇りに思えるような、ふるさとを守っていきますためには、やはりこれは必要だというふうに思っております。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） この歴史と文化の環境税をですね、継続しながら、太宰府古都・みらい基金を並立していくというお考えですけれども、一度やっぱり、なかなか並行してだったらみらい基金が本当にそれなりに存在価値というか、ある程度やっぱり期待された基金がですね、集まらなると事業もできないし、そういう状況の中で、ちょっと市長さんと考え方は変わると思いますが、私は一度、歴史と文化の環境税をですね、3年間なら3年間休止をさせていただいて、みらい基金がどうなるのか。やはりみらい基金のですね、最初の制定前の取り組みの段階では、駐車場事業者が今は環境税を徴収する代行者として行っておりますけれども、それをやめてかわりに駐車場の収益の中から寄附を、環境税に見合う寄附をいたしますという話があったと思います。それを、私はそれをもとに、太宰府古都・みらい基金の制定に向けて準備をしていったというふうに解釈をいたしております。

それで、先ほど申しましたように、一度3年間ほど、この歴史と文化の環境税を休止して、そしてみらい基金がどのような推移をするか見きわめた上で判断するのが一つの方法ではないかと思っておりますが、この件についていかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） この歴史と文化の環境税の存続、廃止の問題等々につきましては、議員も述べられました平成18年5月19日の臨時会の中で、6項目についての見解を述べております。その項目の中での3番目に中心的な今のテーマがあらうと思っておりますけれども、その資金が確実に継続的に確保される基金に移行したならば、そういった推移があるならば移行も考えられるというふうに、当時の見解として述べております。この考え方に今も変わりはありません。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員。

○11番（不老光幸議員） いろいろと見解の違いがありますが、やはり一番心配をしているのは、税の徴収代行者である駐車場の事業者が十分納得をされた上で、この歴史と文化の環境税を継続していただきたいという希望を持っております。

ですから、やはり定期的にですね、定期的にこのことにつきまして、事業者の方と市の方と情報交換するなり、あるいは協議をして、運営協議会ですかね、税の運営協議会とか、審議

会、そういったものはありますけども、やはり実際に実働で税の徴収をやる駐車場事業者の方と、定期的に意思疎通をですね、ぜひとも今後ともやっていただいて、何とかですね、いい方向で進められますことを希望しまして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 11番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

次に、7番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔7番 藤井雅之議員 登壇〕

○7番（藤井雅之議員） ただいま議長から発言の許可をいただきました。通告書記載の2件につきまして質問をさせていただきます。

まず、介護保険制度について質問いたします。

東日本大震災の発生で予定が遅れておりました介護保険法の改正が、今年6月の国会で成立し、来年度から制度改変が行われたもとの介護保険事業が新たにスタートいたします。

本年3月議会の一般質問でも取り上げましたが、要支援1、2の人に給付されます介護サービスを、介護予防、日常生活支援総合事業に置きかえていく制度が正式に法改正で決まりました。市町村の判断において、これまでの介護サービスから切り下げを行うことも可能になりましたが、太宰府市としてはどう取り組んでいくのか、現在の見解をお聞かせください。

同時に、現在、平成24年度の介護保険事業特別会計の予算編成が行われていると思いますが、3年ごとに改定される介護報酬と、2年ごとに改定される診療報酬が同時に改定される年度になりますが、介護保険料の負担に現状変化があるのか、どう対応されるのか、現状をお聞かせください。

次に、いきいき情報センターの運営についてお伺いいたします。

今年度、特にいきいき情報センターの周辺で、駐車場への入場待ちによる渋滞の発生が目立っております。入居しているスーパーの定例の特売日に、乳幼児などの各種健診との重複、さらに施設の定期利用の方々が来られている状況であると思いますが、時間帯によっては、いきいき情報センターの周辺道路の渋滞にもなっていることが見受けられます。来年度以降、行事の調整等の対応を市が指定管理者間とで行う必要があると思いますが、見解を伺います。

同時に、第五次総合計画の基本計画では、平成27年度の将来目標人口を7万1,000人、平成32年度の将来目標人口7万2,000人とありますが、その細分化を見ると、少子・高齢化の構造とはいえ、本市においては、子育て世代の30代から40代の層が多く見受けられる人口目標となっておりますが、今後、本市で子育て世代を中心に人口が微増していくことを前提に考えると、現状のいきいき情報センターに保健センターや子育て支援などの福祉の施設が入居しておりますが、それらの福祉分野の拠点施設が、別途必要になっていくのではないかとすることも考えますが、あわせて見解を伺います。

答弁は件名ごとに、再質問は自席で行うことを述べまして、本壇での質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） ただいまご質問をいただきました1件目の介護保険制度についてご回答申し上げます。

今回の改正につきましては、高齢者の方が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが提供される地域ケアシステムの実現に向け改正されたものでございます。

議員お尋ねの介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、要支援の認定を受けている方の状況に応じて、これまでどおり予防給付を提供することにより、介護状態になることを予防する方法と、介護予防及び配食サービスや見守りによる生活支援等、総合的に支援する方法を選択できるようになったものであり、一律に要支援の利用者について、介護予防・日常生活支援総合事業に置きかえていくものではございません。

なお、太宰府市では、認定の有無にかかわらず、給食サービス、緊急通報サービスなど、独居の高齢者に対する見守りなど、緊急事態に備えるサービスや、高齢者及びその家族からのさまざまな相談に対応する総合相談支援業務、高齢者の財産管理や、虐待などの権利擁護に関する相談に対応する権利擁護業務等に取り組んでおります。

次に、介護保険につきましては、高齢化の進行により年々給付費が伸びていることから、引き上げは避けられない状況でございます。しかし、第5期、現在の第5期介護保険事業計画を策定中でございますけど、第4期と同様に、低所得者層に配慮した保険料を設定する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 介護保険事業の問題と、今保険料の問題と2つお聞きしましたので、順次それに基づきまして、それぞれ幾つか再質問をさせていただきたいと思いますが、まず部長から今答弁ございました総合支援事業、総合支援というような答弁の中で言葉がございましたけども、その中心になってくるのが、包括支援センターの部分が当然中心を担っているんだろうなということは、私もわかるんですけども、これは私が経験した、市民の方から相談が寄せられた中で、包括支援センターの業務に関することでちょっと相談を受けた中でのですね、遠方に娘さんがおられて、お母さんがこっちで要介護認定を受けておられるということなんですけども、その方の、当然要介護認定が毎年行われるんですけども、そういった家族の事情がですね、きちんと担当のケアマネージャーに引き継がれていなかったということが、今回、今年の秋だったんですけども、その2回目の要介護認定のときにですね、わかったんですね。

私もそういった部分がきちんと引き継ぎは、包括支援センターの職員の方の雇用の問題というのは、いろいろ太宰府市でも住民の皆さんがつくっておられるグループのニュースの中にも載っておりましたし、選挙前には各議員にそういったところに対する認識の質問状が出たりもしておりますので、市民の皆さんも多く知られていると思うんですけども、そういった形で、雇用の状態がですね、契約制といいますか、嘱託になっているということで、不安定な部分は

あるというのは認識しておりましたけども、そういった家族間の事情といいますかね、そういったものは私はきちんと引き継ぎがされているんだろうというふうには思っておったんですけども、相談を受けた方に念のために、一応包括支援センターのほうのケアマネージャーに連絡だけは、電話はしておいてくださいということを言って電話をしてもらったら、その家族のことできちんと引き継がれてなかったとか、今回担当される方はそういった家族の事情までは知りませんでしたというような事例が、私実際この秋経験いたしました。

そういう中で、また新たに国の制度、法改正のもとですと、行われることとなりますけども、現在のその包括支援センターの職員の体制といいますかね、特に業務のそういった部分の引き継ぎ等が今後ますますですと、いろいろ重要になってくる側面があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、現状、そういった業務の部分の点検等はされておられるのかということと、これに合わせての対応策を別途とられる考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 確かに、現在ケアマネージャーにつきましては11名の嘱託の方で実施しております。そういった中で、雇用形態がやっぱり単年単年という形で継続になりますので、おやめになられたときとかの引き継ぎというのが、確かに問題になってこようかと思っております。

そういったときには、ケース記録とか、そういったものもございますし、きちっと業務点検につきましては、再度また内部のほうで検討といいますか、再度見直しを行って、きちっと引き継ぎといいますかね、そういったところは行っていきたいというふうに考えております。

雇用期間が切れるときには、次の方と交代する場合につきましては、事前に日にちを重ねたところでの引き継ぎ等も行っていきたいというふうに考えております。そういったところで、包括支援センターの充実について、今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） また、この総合支援の部分につきましては、今後も国が、今予算編成等も行っている最中で、いろいろ具体化も見えてくると思いますので、また3月の予算特別委員会の折にですね、具体的なそういった部分も出てくるでしょうから、その点はまた質問させていただきたいと思うんですが、その前段となります保険料の問題についてですね、もう少し質問させていただきたいんですけども、今部長の答弁では、引き上げは避けられないということをおっしゃって、今回ははっきりと答弁の中で入れて、そういった答弁をしていただきましたけども、大体今新聞報道等でも介護保険料の引き上げ、政府の試算では全国平均で5,000円程度にもなるんじゃないかというような、よく5,000円の攻防というようなことが言われておりますけども、具体的に引き上げは避けられないということでは言われておりますけども、まだ具体的な金額等については、本市ではそこまでは検討はされていないのでしょうか。現状をもう少し補足といいますか、答弁をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 先ほど申しましたように、高齢化の進行とか、そういった介護サービスがやっぱり年々増加しております。そういったところも踏まえたところでの、今後3年間の介護保険料になろうかと思えますけど、今の段階ではまだ幾らというところまでは決まっておきませんので、今後につきましては、早急にそういった数値的なものも出していくようになっていこうかと思っております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） まだ幾らか決まってないということですけども、その点でいいますと、例えば介護保険のほうには、介護保険の会計には基金等もあると思えますけども、先ほど低所得者層への対応はとるとということ、別途とるといような答弁もいただきましたけども、そういった基金の活用について、現状、保険料への対応をどう考えておられるのかですね、現状、基金が幾ら、太宰府市の介護保険の特別会計に基金が幾ら積み上げられておって、平成24年度の予算編成においては、どれぐらいその保険料の抑制のために基金で対応していくのかというような、基本的なところだけでも結構ですので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 介護保険給付支払準備基金につきましては、今度の12月で若干の補正をかけさせていただいておりますけど、補正後で1億6,000万円ほどになります。

この準備基金を使いまして、今後保険料の算定をしていくわけですけど、この基金をやはり保険料に少し充当していきながら、保険料の算定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） それと基金に関しましては、ちょっともう一点伺いたいことがございまして、これは事前にこの詳細な部分まで申し送り、きちんとしておりませんでしたので、もし答えがいただければいただきたいということで一応質問いたしますけども、市町村の介護保険特別会計が赤字等になった場合にですね、貸し付けをするために都道府県のもとに設置されております財政安定化基金というのがあると思うんですけども、それを取り崩してですね、保険料の上昇緩和に充てていることが今回可能になっておりますが、この基金の財源は、国、都道府県、市町村が集めた第1号保険料が3分の1ずつですが、その保険料分がですね、市町村の介護保険会計に戻されるというふうな話も聞いておりますが、この部分、いわゆる介護保険でいえばこれは私は埋蔵金という部分に当たるんじゃないかなと思うんですけども、今後この財政安定化基金のような取り崩しの部分の基金の対応はどうされるのか、基本的な構想を持っていればお伺いしたいのと、本市に対するその還付といいますかね、戻される金額が幾らかわかるようでしたらお聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 今お尋ねの金額につきましては、まだ確定しておりません。

しかし、今後介護保険料の算定の中には、その今言われました基金につきましても含めていくように予定をしております。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） またこれ金額等がですね、もし早い段階で確定しましたら、議会のほうに何らかの形で説明等をさせていただきますようお願いいたします。

それで、3月のまた予算のときには一定方向性も見えてくるでしょうけども、その保険料の問題と、今後ますます包括支援センターの部分が、特に住民の皆さんからのこの介護保険の相談あるいは問い合わせ等の窓口になってくるということは、もう容易に私も想像できますので、これは今後の課題として、もう答弁求めませんが、やはり包括支援センターの中、あるいは職員の配置の部分で、福祉のそういった専門家というのがですね、包括あるいは福祉部門に、社会福祉士等の資格を持った専門の職員がきちんと正規の職員として配置されて、福祉の分野を一定を担っていけるようなですね、そういった人員の配置等の構想が必要になってくるんじゃないかなと思いますので、これは来年度以降の課題としてぜひ取り組み、検討していただきたいということも、改めてお願いいたしまして、1件目については質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 2件目のいきいき情報センターの今後の運営につきまして回答いたします。

いきいき情報センターは、平成10年に公共施設とショッピングゾーンをあわせ持つ複合施設として開設し、その後NPOボランティアセンター、子育て支援センター及びファミリー・サポート・センター太宰府の拠点として、現在活用をしております。

なお、1階スーパーの特売日が重なるなど、センター利用者が増加し、駐車場の満車状態は周辺の道路に渋滞を引き起こす原因となっております。このことから、センター内駐車場の満車状況を解決するため、指定管理者を含めまして関係課会議を招集し、公用車をほかのところに移動したり、また総合健診を休館日の中央公民館、図書館に移動して実施することが可能かどうかなど、各事業の調整を図る努力を現在しております。また、駐車場を確保するために、近隣空き地を探し、駐車場として利用可能かなどを検討をしているところでございます。

また、現在保険センターあるいは子育て支援センターにつきましては、主にいきいき情報センター内の施設を利用いたしておりますけれども、利用者の増加や事業のさらなる充実なども考えますと、別途子育て支援の核となる施設や、気楽に親子が集まって利用できる施設の設置が必要と考えられますので、今後各関係部、当然教育委員会もでございますが、施設の整備を検討していく中で、福祉分野の拠点施設につきましても、今後調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 特に今年度、その渋滞がですね、多く発生しているという部分で、今部長の答弁の中で言われた公用車の、別のところに置きかえて少しでも駐車スペースを確保しているというようなご答弁をいただきましたが、これに関しては、今年総務文教常任委員会の所管調査を太宰府市内の全小・中学校で行かせていただきましたけども、その中で、太宰府中学校に伺ったときに、この公用車が太宰府中学校のグラウンド下の駐車場にとめられていることを、現地の校長先生とも確認をしたんですけども、それについては、校長先生の認識では、何かちょっといつの間にかとまっている、きちんと市からそういった部分、とめますというような連絡もなく、何かあいまいになっているような気はいたしますというようなことを言われたんですけど、特に今学校への不審者対策等あたりしますし、私も実際、いきいき情報センターに所用があつて行きましたときに、満車で駐車場に入れない状態だったんですけども、警備員さんから中学校の駐車場のほうにとめてくださいというような誘導をされたことが実際あったんですけども、そういった部分で、公用車だけが当初置かれているというふうなものだったのから、どうも警備員さんの中では、来る車を全部あそこに誘導していいんじゃないかというような認識にまで立っているような実態も感じたんですけども、その所管調査でもこれ終了後、所管調査の総括の中で、中学校等への対応をしていくべきじゃないかということは指摘させていただきましたけども、その点についてはどういうふうな対応をされたのか、答弁をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） このいきいき情報センターの駐車場問題、非常に市民の方にもご迷惑をかけておるところでございます。今ご指摘ございました太宰府中学校への関係については、若干引き継ぎ等が十分できていなかった部分もありますので、公共の車あるいは市民の車の関係を、じゃあどの期間、どの日にち、そういう関係施設にお願いするのか。ある一定、関係課でまた整理しましてですね、具体的に各中学校あるいは公共施設等の確認といたしますか、調整を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） よろしく申し上げます。

それで、渋滞の緩和策という部分で、一つ提案といいますか、させていただきたいのが、可能かどうか一度これも検討していただきたいのはですね、とりわけ子育て世代のところというのが、健診等で自家用車を使ってあそこの施設に来場されるということも多くあるんじゃないかなとは思いますが、少しでもそういった形の公共の交通機関を利用させていただくというような、そういったような方策も別途必要んじゃないかなと私は思うんですね。

例えば、健康診断に自家用車じゃなくて、まほろば号あるいは西鉄電車等で来ていただいた、そういった父母の方にですね、スーパーのマミーズの割引券なり、あるいは近隣のそういった入居しておりますカフェのようなものがありますけども、ああいったところでコーヒー

杯の無料券とか、そういった部分の、何か車で来ないで公共交通機関を使ってそういった施設に来場していただくような、仕掛けづくりというのも今後必要になってくるんじゃないかと思うんですね。

それで、結果として渋滞が緩和されるというようなことにもつながっていくんじゃないかなというふうに思うんですけども、これについては内部で検討される考えはございますか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 五条駅周辺、非常に便利なところにいきいき情報センターがございますので、この施設の利用に当たりましては、各公共交通機関をご利用いただいて、ぜひ利用いただきたいというように考えておりますので、関係部とも協議を重ねまして、そういう利用を図っていただけるような仕掛けなりを検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） わかりました。

それで、特にこういった健診が重なるというのは、これは市だけではなくて、当然医師会といますか、そういったところの先生方等の都合もあつたりする関係で、とりわけ今年度は特売の日とそういった健診とが重なったんじゃないかなということも思いますけども、来年度、今年度のそういった部分も教訓といますかね、踏まえていただきながら、この渋滞対策等をしていただきますようお願いをしたいと思います。

それと、別途今教育部長のほうからの答弁、福祉と教育分野の拠点づくりというのは、内部で今後検討しているというような答弁いただきましたので、これにつきましてはですね、私はまた今の答弁をもとに、別の機会に議会で、市長に今度は認識を伺わせていただきたいなというふうにも思っておりますので、来年度以降のこの渋滞対策についてはきちんととっていただきますよう、重ねてお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（大田勝義議員） 7番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔13番 門田直樹議員 登壇〕

○13番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しました2件について質問します。

まず、昨年12月に議会で採択された請願に対して、市が9月議会で配付、説明されました実施方針及び請願の処理経過及び結果報告の内容が、請願の趣旨を全く反映していないことにつ

いて伺います。

この件につきましては、私が請願者から直接伺った話と、今回の質問用にいただいた参考資料に基づきお尋ねします。

昨年12月に議会で採択された請願の趣旨は、1、条例を制定すること、2、教育施設に配慮すること、3、設置改造を行うときは説明会を実施すること、4、既設の基地局のうち、児童関連施設の周辺にあるものについては、事業者は保護者と話し合い誠実な対応をすることの4点です。

請願との相違について具体的に伺います。

まず、参考資料1として出された、太宰府市携帯電話基地局設置に係る住民紛争等の防止に向けた実施方針の基本的な考え方については、政府の電波防護指針及び総務省見解等を根拠に、結論として、住民の健康不安等の主張に対し国の見解を超えた安全基準を考慮した市独自の条例を制定することは困難と考えていますと述べられています。請願は、住民の同意を尊重した安心・安全のまちづくりを推進するために、条例を初めとする施策を立案、実施することを求めているのであって、国の基準を上回る安全基準を考慮した条例の制定を求めています。

市執行部は、誤解なのか曲解なのか、条例制定を求める請願の趣旨をあえて変え、国の基準を上回る安全基準を考慮した条例を求めているとして、困難という結論を導いています。

そもそも請願には、市に独自に安全基準を設定するように求める事項は一切書かれていません。また、全国には携帯基地局に関する条例を制定している自治体も複数あります。そのような実績を無視して、なぜ条例制定が困難なのでしょう。国の基準を上回る安全基準という、太宰府市以外だれも言っていない文言以外に、資料1の考え方には明確な根拠が示されていません。請願が求めてもいないことを求めているとしたのはなぜか、執行部の説明を求めます。

次に、資料2の安心・安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願の処理経過及び結果報告についてお尋ねします。

この中で市は、携帯電話基地局から発射される電磁波等については、国において電波法令等の法整備を初め規制や指導を行っているものであり、市から携帯電話会社に対する直接的な指導は適切ではないと考えておりますと述べられていますが、そもそも電磁波等についての規制は国の仕事であって、地方自治体の仕事ではありません。請願はそのようなことを太宰府市に求めてはおりません。請願が求めているのは、そのタイトルのとおり設置の適正化、すなわち基地局を設置する場所及び設置の仕方を適正化することです。なぜ電磁波等についての規制を求めているかのごとき報告をされるのか、説明を求めます。

同じく、結果報告の中で、携帯基地局を教育施設等から遠ざけることについては、市域内のほとんどを携帯電話の通信エリアから除外することになり、既に携帯電話基地局があることで便益を受けている市民が多数いることに加え、市の携帯電話会社に対する指導等の法的権限がないことから、その対応は困難ですとありますが、請願は、計画する際にとしか書いておら

ず、既設基地局については書いていません。ここでも請願にないことをあるかのように書かれ、それを根拠に請願に対応できない旨が書かれています。変更の理由をお答えください。

また、新設について、教育施設から離すことは、既に便益を受けている市民には影響しません。新設基地局を教育施設から離した場合、市域内のほとんどが通信エリアから除外されるということはありません。それぞれ根拠を示してお答えください。

さらに、指導等の法的権限がないから対応は困難という理論は驚きです。地方自治体は、指導等の法的権限を得るために条例をつくるのではないのでしょうか。国の法律以外のことを地方自治体みずから法的権限がないから対応しないというのでは、条例制定等の地方自治を根幹から否定する立場と読めます。条例で定めることができる範囲等は、既に法学的に明らかにされています。法的に可能な範囲で条例化がどの程度可能かを議論することが必要と思いますが、市長の考えをお聞かせください。

次に、同報告の中で、周辺住民の同意を義務化することは困難ですとありますが、請願は、周辺住民の同意を義務化することなどは求めてはいません。請願の文章は、説明会を実施して同意を得るよう努力するとなっています。これがどうやったら同意の義務化になるのでしょうか。

請願は事業者に対し努力してほしい旨を書いているだけです。市は努力さえも否定するのでしょうか。住民を説得する事業者の態度さえ求めないなら、紛争防止などは初めから不可能ではないのでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

また、市が携帯電話基地局の移動や撤去等を求めることは困難ですとありますが、請願はどこにも、太宰府市に対して携帯電話基地局の移動や撤去等を求めてはおりません。請願の文章をよく読んでいただきたいのですが、学校周辺の基地局については、健康に関して不安が出されたときには、携帯電話会社は基地局の移動や撤去等を含む環境改善に関して、保護者及び周辺住民とよく話し合い、誠実な対応をすることを求めています。事業者に対して保護者や住民と話し合い、誠実に対応することを求めているのです。この文章がどうして市に対して基地局の移動や撤去を求めることになるのでしょうか。請願内容を恣意に解釈することはやめていただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

以上、請願に対する太宰府市の実施方針及び処理及び結果報告は、請願趣旨をことごとく極論に変えた上で、対応が困難という結論を導いているものです。そのような対応が1つぐらいならばただの誤解かと思うこともできますが、主な論点ほとんどについて同様の対応がなされており、これは作為的であるとしか考えられません。もし市という公的機関が市議会で採択された請願について、請願趣旨を意図的に極論に変えて対応困難という結論を導いたとなると、非常に問題と言えます。もし意図的でないなら通常理解能力が欠けていることになり、やはり行政能力が不足していると言えます。

請願者は、この件に対し次のように言っておられます。

私たちが市が言うような極論を請願したと市議会という公の立場で文書として出すのは、名

誉毀損に当たると思う。有権者に対する侮辱であり、採択した市議会に対する侮辱になるのではないかと。また、私たちは請願、採択を、市長及び担当課長、部長と数度にわたって協議をいたしました。請願の内容についても誠意を持ってご説明したつもりです。その上でこのようなことが書かれたことにショックを受けています。請願した市民として非常に悲しい思いがします。請願内容が取り入れられるかどうかという以前に、市に対し常識的な誠実さを求めることができるかどうかというレベルで、絶望的な気持ちになりますともおっしゃっています。大変重い言葉です。どうお答えになるのか、市長のお考えをお聞かせください。

2項目めは、今定例会に提出された太宰府市携帯電話中継基地局の設置等に関する条例(案)に関してですが、条例案に対し、市執行部が否定的な活動を行っていると聞いております。市長におかれまして、この件に関しご存じであればご所見を願います。

以上、回答は項目別をお願いします。再質問は自席にて行います。

○議長(大田勝義議員) 市長。

○市長(井上保廣) 携帯電話基地局の問題についてのご質問にご回答申し上げます。

平成22年12月議会での請願採択や、市民からの要望書の提出を受けております。関係する住民との協議でありますとか、携帯電話事業者等の協議、また行政内部におきましてもこの問題について協議を行ってまいりました。

これらの結果を総合的に判断をしました中で、住民と携帯電話事業者との紛争を防止することを目的といたしまして、太宰府市携帯電話基地局設置に係る住民紛争等の防止に向けた実施方針を定めたものでございます。

この方針は、電波防護指針値を超えない強さの電波により、健康に悪影響を及ぼす確固たる証拠は認められないという国の見解や、携帯電話基地局が法令を遵守した中で合法的に設置運営されていることを尊重しながら、住民の不安の払拭に向けましての市の中間的な役割や、携帯電話事業者の説明責任など、市、事業者、住民がそれぞれの立場から紛争防止に努めることを定めておりまして、請願の趣旨や要望書の内容を踏まえた上で、今市民にとって何が一番必要なのかを十分に検討し、条例制定ではなく、実施方針として制定することが望ましいという判断に基づくものでございます。

詳細につきましては、担当部長から回答をさせます。

○議長(大田勝義議員) 市民生活部長。

○市民生活部長(古川芳文) それでは、ただいまのご質問につきまして、詳細につき、私のほうからご回答を申し上げます。

安心・安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願、及び市民から提出されました請願の採択に基づく施策の早期実現に関する要望、学校周辺の携帯電話基地局に反対する署名、これらを受けまして、携帯電話会社との協議や太宰府東小学校周辺住民との協議、携帯電話会社による説明会の開催、また太宰府東小学校における電磁波の測定などを行ってまいりました。これらの経過を踏まえまして、市としての考え方と方針をまとめ、9月の議

会全員協議会においてその結果を報告させていただいたところでございます。

結果を出すに当たりましては、請願で求められております内容についてはもちろんのことですけれども、この請願の採択を受けまして、署名を添えて市民から提出されました要望書にあります、携帯電話基地局を保育所や小・中学校の周辺地域にはつくらないこと、及び携帯電話基地局の設置には住民合意が必要であることなどを携帯電話会社に指導するとともに、それらを内容とする条例を制定すること、太宰府東小学校のそばにある携帯電話基地局を、撤去もしくは小学校の周辺地域から移動するよう携帯電話会社に要求すること、太宰府東小学校に近接する環境美化センターに携帯電話基地局の設置を許可しないこと、並びに太宰府東小学校の周辺地域、最低半径500mに携帯電話基地局が設置されないようにすること等々という内容につきましても、十分に考慮して総合的な検討を行ってまいりました。

このため、請願の採択及び市民からの要望を受けまして、請願者及び要望書提出団体との協議、携帯電話会社による太宰府東小学校及びその周辺の電磁波測定、携帯電話会社からの説明会の開催などの経緯を踏まえた中で、請願理由にかんがみ請願要旨に沿って処理経過及び結果を報告をさせていただいたところでございます。

次に、ご質問に対しまして順を追って説明をさせていただきます。

まず、請願の見解に対しての全般的な見解といたしましては、請願の処理、経過及び結果報告につきましては、まず初めに、請願の採択及び学校周辺の携帯電話基地局についての要望を受けまして、請願者及び要望書提出団体との協議、携帯電話会社による太宰府東小学校及びその周辺の電磁波測定、携帯電話会社からの説明会の開催などの経緯を踏まえた中で、請願理由にかんがみ、請願要旨に沿って処理経過及び結果を報告いたしますという、前置きをつけましてご報告をさせていただいたところでございます。

このように、報告の内容につきましては、請願の内容はもちろんのことですが、市民から提出されました要望書や署名文書の内容、この間の住民の方々との協議などを考慮した中で、総合的に検討を行ってまいりました経過がありますことをご理解いただきたいと、このように思います。

次に、国の基準を上回る、安全基準を配慮した市独自の条例制定についてですが、国の見解といたしまして、現時点では電波防護指針値を超えない強さの電波により、健康に悪影響を及ぼす確固たる証拠は認められない旨を公表しているところであり、市といたしましても、携帯電話基地局から発射される電波は安全であるという認識に立っております。

また、請願や要望を全般的に見ていく中で、その内容について国の見解を超えるものであるとの解釈をいたしたところでございます。このため、法律で定められた範囲内で合法的に設置されております携帯電話基地局に対しまして、これ以上の安全を求めること自体が、国の安全基準を超えるものという認識に立っております。

次に、設置の適正化についてであります。携帯電話基地局は、電波法令や電波防護指針など、法律に基づいて合法的に設置されております。請願や要望の内容を総合的に判断いたしま

すと、電磁波の影響というものを想定した内容となっておりますが、国におきましても、現時点では電波防護指針値を超えない強さの電波により、健康に悪影響を及ぼす確固たる証拠は認められない旨を公表しており、市といたしましても、携帯電話基地局から発射される電波は安全であるという認識に立っております。このようなことを総合的に踏まえまして、この結論に至ったものであります。

また、既設基地局についてであります。請願の中では、ご指摘のとおり、設置を計画する際にはとありますが、保育所や小・中学校の周辺に既に設置されている基地局について、子供たち及び周辺住民の、現在及び将来の健康に関して不安が出されたときには、携帯電話会社は基地局の移動や撤去などを含む環境改善に関して、保護者及び周辺住民とよく話し合い、誠実な対応をすることという項目もあります。

また、要望書の中には、太宰府東小学校のそばにある携帯電話基地局を、撤去もしくは小学校の周辺地域から移動するよう携帯電話会社に要求することとあります。このようなことを総合的に踏まえまして、この結論に至ったものであります。

次に、条例化についてであります。携帯電話基地局が関係法令を遵守して設置されており、その義務を課すことや権利を制限することができる条例を制定することは適当ではない、このように思っております。法律の範囲内で行われていることであり、実施方針といった一定の指導という形で進めることが最適であると考えているところでございます。

次に、同意の義務化についてですが、請願の中では、携帯電話会社は基地局の設置及び改造を行う際、周辺の住民に対する説明会を実施し、同意を得るよう努力することとあります。また、要望書の中には、携帯電話基地局の設置には住民合意が必要であることなどを携帯電話会社に指導するとともに、それらを内容とする条例を制定することとあります。

実施方針の中でも、事業者の責務といたしまして、基地局の設置もしくは改造、または既設基地局についての説明を求められた場合、住民説明会の開催など周辺住民の意見を聞き、理解が得られるよう誠意を持ってその解決に当たり、紛争の防止に努めるものとするをいたしております。このようなことを総合的に踏まえまして、この結論に至ったものであります。

次に、基地局の移動や撤去などを求めることを求めておりませんということですが、請願の中では、保育所や小・中学校の周辺に既に設置されている基地局について、子供たち及び周辺住民の現在及び将来の健康に関して不安が出されたときには、携帯電話会社は基地局の移動や撤去などを含む環境改善に関して、保護者及び周辺住民とよく話し合い、誠実な対応をすることとあります。

また、要望書の中には、太宰府東小学校のそばにある携帯電話基地局を、撤去もしくは小学校の周辺地域から移動するよう、携帯電話会社に要求することとあります。このようなことを総合的に踏まえまして、この結論に至ったものであります。

このように、報告の内容につきましては、請願の内容はもちろんのことですが、市民から出されました要望書や署名文書の内容、この間の住民の方々との協議などを考慮した中で、総合

的に検討を行ってまいりました経緯がございますので、内容につきましての多少の誤解が生じた部分もあろうかと思えますけれども、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 私、通告のこの文書を出しているわけですね。たくさんまとめてご回答いただいたんでもう少し整理せんとですね、いかんと思います。ちょっと今回だけでは終わりそうもないようなボリュームだと思うんですが、まずですね、一つ一つじゃあお願ひします。

国の基準を上回る安全基準を理由にされていると、実施方針ですね。国の見解を超えた安全基準を考慮した市独自の条例を制定することは困難と考えていますということは、要は総合的に考えてということですか。まずね、一つ確認をしておきたいのが、この請願はきちんとこれかがみと一緒にですね、清水章一議員紹介議員、後ろのこの請願に代表と請願人ですね、PTA会長等々、自治会長さんたちとかあるんですが、これを我々議会は審議したんですよ、で採択したと。

それを受けて市がこういう実施方針をつくられたということですが、その過程では、そのほかのいろんな材料というのがかかわってくるということですかね。これにかぶさるような形で判断を変えることになるわけですか。その辺のをまず聞かせてください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 今回の請願につきましては、まず昨年9月ぐらいだったと思いますけれども、話の始まりですね、そこからの記録が残っておりますけれども、まず東小学校周辺の公園の中に事業者のほうから相談がありましてですね、新設をしたいという話がありました。そのときは地域の方へのご相談もありましたし、いろんな各関係者の中に入ってのご協力もいただいたというふうに聞いておりますが、その話は場所を変えての相談にもなったようですけれども、まずもう新設ができないという状況になったということでもございました。

それから、引き続き、どうしても東小学校周辺にございますこの基地局の構造物がですね、かなり目につくということもございまして、非常に健康に不安があるというふうなことから、話が新設から既設の基地局へと内容が変わってまいりました。そういうふうな、最初の段階からの経緯を受けながらの相談を受けておりましたのも事実でございます。

そして、昨年12月にこの請願書が提出をされまして、この請願書を出されました後に、前回は時系列の経過報告の中にも記録しておりましたけれども、12月21日に受け付けておりますが、先ほど申し上げました安心・安全の見解に基づく携帯電話中継基地局の設置の適正化に関する請願、これは採択された請願でございます、の太宰府市議会採択に基づく施策の早期実現に関する要望ということで、二千数百名の署名を添えて要望書が市長あてに提出をされました。これらの経緯を踏まえた中で、請願の内容をより具体的に要望する内容というふうにとら

えた部分もございます。

ですから、一連の流れを総体的に解釈をしまして結論に導いたということでございます。したがって、先ほど申し上げましたように、請願書の中の文面だけでの誤解が少し生じたという部分だろうと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） いや、理解できません。

請願の趣旨、要旨としてきちんとここにまとめてあるわけですよね。これがその他の判断、その他いろんな事情、過去の経緯とかあるかもしれません、要望等もあるんでしょう。要望等というのは、個々人、いろんな人がいろんな思いをただ乗せてくるだけです。しかし、この請願は我々がここで議論して、そしてこれを通したわけですよね。だから、これが変わるんですか、要は。今のは、聞きますとやっぱりそれで変わったとしか聞こえない。要は変えたんでしょう、そういうことで。どういった判断で変えたのか。変わったのか変わってないのか、この請願とこの方針ないしこの結果の説明ですね、そこですよ、明らかに変わっているんですよ。そこをもう少しちゃんと説明してください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 今ご指摘のありましたように、請願の趣旨が変わったのかということですが、それはございません。請願は請願として解釈をしながら、総合的に理解を深め、配慮をしたというところでございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 文章が変わっているのが変わっていないというね、説明にしか聞こえないんですよ。皆さん、みんなこの資料を持っていますからね、読み比べてみればいいんだけど、だからどこにありますか、その国の安全基準を上回る安全基準とか、電磁波に対する規制をどこに求めていますか。さっきからこのことは答えていないですよ、総合的な判断したとか、要望があったとか、そういう説明は聞きましたけど、この請願の中ですよ。たったこれだけの、たったこれだけですよ、ボリュームが。この中に、要するに既設基地局を撤去するとかどこに書いてあるんでしょうか。努力せろということは書いていますよ。ちょっとその辺、もう少しちゃんと説明していただかんと、ちょっと先に進めんのですけど。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 撤去とか移動は請願の中に具体的に書いてないじゃないかというご意見だと思いますが、先ほどから申し上げましたように、協議の中であるとか、要望書、これらの中にそれをはっきり明記した部分がございますので、そこを含めてしたということでございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） じゃあ請願が別にこれに限らずですね、何か議会で採択した場合に、

それに基づいて何かアクションがあるときには、それは別途のいろんなそういう要件が入ってくるということですか。請願の趣旨が変わっていくという、趣旨に関してね、何か少し見解の相違があるみたいですが、それはおかしいんじゃないですか。請願の、少なくともその文言が若干違うとかというんじゃないくて、ないことをあるというふうにするようなことは、もうこれは解釈の問題とかじゃないと思うんですよ。これだけのたくさんのですね、今言いました、国の基準を上回る安全基準とか、電磁波に対する規制なんか求めてない。だから、既設基地局をね、撤去するとか、そういうことも言っていないよ。

あるいは、既に便益を受けている市民、だって新設に関して説明をしてくださいということを行っているわけですよ。それで既に基地局はたくさんあります。市が出してきたでしょう、円をいっぱい書いてですね、ほとんど市域全体をもうあれでカバーしているでしょう。じゃあ新設が、仮にですよ、極端な話、新設がそれで遅れたり何なりしたと仮定して、じゃあどうして既に便益を受けている人たちがまず困るんですか、おかしいでしょう。じゃあその辺、ちょっと説明してください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） まず、最初のご質問ですが、処理経過及び結果の報告を議会の中でさせていただいたときに、配付した資料の中にですね、請願に対する経過、処理経過及び結果のところの前段に書いておるとおりでございます。請願の採択及び学校周辺の携帯電話基地局についての要望を受けて、請願者及び要望書提出団体との協議、携帯電話会社による太宰府東小学校及びその周辺の電磁波測定、携帯電話会社からの説明会の開催などを行ってまいりました。

この経緯を踏まえた中で、請願理由にかんがみ、請願要旨に沿って以下のとおり処理経過及び結果を報告するというので説明をいたしておるわけございまして、請願書の中以外の要望書であるとか、協議の中のことも考慮いたしましたよということでの記述といたしておったところでございます。したがって、今意見述べられましたような、請願書の中身が変わったということではないということでございます。

また、新設のその受益者の部分ですね。受益者の方がたくさんおられて、その支障があるというふうな部分が次でしたですかね。

そのことについては、この条例が制定されるということになりますと、やっぱり指導要綱的なものとはまた違いまして……。

（13番門田直樹議員「そんなことは聞いてない」と呼ぶ）

○市民生活部長（古川芳文） いや、事業者に対してのやっぱり義務を課するという部分ですね。それから、やはり権利をある程度制限していくというふうな、条例的なものはそういう意味合いがございまして、そこまでの制限をしていくときになかなか整備が進まないという状況が想定されましたので、そのときに日進月歩で発達しておりますこの技術革新の中で、新設あるいは改造を必要とするケースが今から増えてくるであろうというふうな中で、今使っている方の

受益者の利便性が損なわれていくというふうな判断をしたという部分でございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 少しじゃあ質問を変えます。

先日11月17日付で、事業者、3者連名ですね、こういう回答があったということで、資料を配付していただいたんですけど、この前の特別委員会の中でもちょっとお尋ねしましたが、下から4行目ですね、今後も基地局建設に当たりましては、必要に応じて近隣にお住まいの方々への説明会の開催等とありますが、この必要に応じての必要に関して解釈はどうでしょう。だれがどう判断するのか、もう一度お聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 示しております実施方針の中の事業者の責務という部分で、必要に応じてそういう説明会を行っていくということもでございます。したがって、指針を受けた内容で対応する部分もありましょうし、市のほうが住民から相談を受けて業者のほうに要請していく説明会もあると思います。また事業者そのものが判断をして、地域の方への説明会を行うというようなケースもあろうかと思えます。そういうもろもろのケースがあるということで、想定したところの必要に応じてという部分ではないかというふうに解釈をいたしております。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 必要ならばきちんとした、実行できるような担保が要すると思うんですよ、非常にあいまいだと。

もう一つですね、この実施方針の中で、幾つもあるんですが、一番気になるのは3番の市の責務。市は周辺住民と事業者との紛争の防止及び調整に努めるものとする、この調整についてどのようにお考えか、もう一度お聞かせください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 具体的な定めというものはいたしておりません。ただ、住民と事業者との間に入りまして、双方の連絡調整を図るということなどの範囲で考えております。

このため、調停やあっせんといったものまでは言及しておりませんが、今後必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 必要に応じてということは、この実施方針が今後まだまだ何というか、発展というか、していくということですか。これが何か要綱になったりとか、その辺ちょっともう一回聞かせてください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいま示しております実施方針につきましては、これまでの経過、それから現状から判断をいたしました市の考え方をもとに実施方針を決定をしておるということでございます。したがって、先ほど申し上げましたように、技術の革新、現在でもスマートフォンの状態でかなり電波のほうが混乱しておるというようなこともお聞きしておりま

す。そういう状況の変化によっては方針を変更していく、そういうこともあり得るだろうというふうには考えております。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） この実施方針の中で、例えば周辺住民の責務とありますが、周辺住民は事業者による説明について検討を行い紛争の防止に努めるとありますが、まず説明をいつ行うのか。そもそもその近接住民はいつそういう事実を知るのか、その辺のことはどうなっていますか。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 現状から申し上げますと、事業者のほうにもお伺いをいたしました。新設をするに当たりましては、大体基地局の1倍から2倍、その辺の周辺の方には特にチラシを配布したり、回覧を用いたりしながら、内容の説明にかえるということもあるようでございます。

要望によっては説明会を開催するということもあるようでございますが、今のところその説明会そのものが国のほうも義務化をしていないという事実がございますので、ただ国のほうの要請といたしましては、そういう近隣周辺住民からの、そういう不安をもとにした説明を求められた場合は、きちんと法律を守って安全なんですよというところを含めた説明会をですね、説明をするようにという要請はあっております。したがって、事前に知るということはなかなかできませんけれども、近隣の方の周知については、そういうことで現在でも行われておるといところでございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） それちょっと問題だと思うんですね。いつ知るかというのは大変大事なことで、ですよ。説明会をされるされないはまず置いといてですね、今国の話が出ましたが、国は事前の説明ですね、適切な説明を要請をされていますよね。このまんまいくと市の方針というのは、できてしまったあるいはできる途中で要望があれば説明をするというのは、国の要請よりもうんと後退していませんか。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 先ほどから申し上げておりますように、市の決定した一つの大きな材料といたしましてですね、国の見解として、やはり法を遵守しながら事業者が事業を運営しているということでございます。したがって、国の見解でありWHOの見解であり、いろんなところの見解そのものが、電波に対するものの安全性といいますか、今のところ体には影響ないんだという見解を示しておりますので、それを基盤に判断をしておるといことでございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） この請願、まずは今請願の話をしていますから、この請願でいきますと、いろんな理由等に思いというものはよくあります、中にですね。しかし、この中には電磁

波による健康被害というのは何もないんですよ。そんなこと言っていない。紛争防止のための施策をお願いしますと言っているわけですね。

今回、今定例会に提案されていますところのこの条例も、そういうふうな文言は一つもない。紛争を何とかなくしたいということですよ。まずはやっぱり市が、先ほどからですね、国のいわゆる電波防護指針ですね、国際非電離防護委員会なりの基準とか、国の防護指針とかそういった、これに関しても非常に幾つもの意見があるんですよ、ご承知と思いますけども。それが非常に低いんじゃないかと、いろんな。そもそも国の所管もですね、今総務省ですけど、本当は厚生労働省じゃなかろうとかですね、そもそも何のための法律なんだと、何のための基準なんだと、人体へのことは考えているのかと、産業育成だけじゃないかというふうな疑問もあるんですよ。今日は別に人体被害のことをここで言う予定はないんですよ。しかし、そういうことは重々ご承知だと思います。

だから、近接住民というのは、その辺を心配しておられる。ですから、それに対して、それだけのたくさんの情報を持っているわけですよ、業者の方たちも、そうでしょう。だから、それをちゃんと説明してください。事前に説明してくださいと、そうして紛争がないようにないようお願いしますと、そういうことですよ。

もう一つ、今条例のことをちょっと言いましたので言いますと、この条例案ですね、は参考までに言いますと、非常に反対みたいなことなんです、市はほとんど何もやるようなことないですね。それと事業者は計画書を出す、説明会をする、そしてそれを報告する、この3つだけです。そんなにできないことなのか。

今回、この意見書というものを今日いただきましたけども、この3つですね、会社のそれぞれの責任者と思いますが、いただきました。これはこれで内容について今どうこう言いませんけれども、どうしてそこまでね、説明をするぐらいのことができないのか。そして、市もそれに対して否定的なのかというのは、非常に疑問です。市民の目線とかよく言われますけれども、どうなのかということがあつた。

もう一つ言いますと、先ほどからこの経緯をですね、説明した、資料3の一番後ろにずうっと平成22年11月からの経緯が説明されていますね。そして、こういうような陳情があつた、請願が提出された。あるいは何か説明、何かそういう勉強会ですか、等々あつたとかですね。あるいはこの請願者たちは、市長に直接お会いしていろいろ説明をしている。所管の部長、課長とも何度も、古川部長の前だったかもしれませんが、されていますね。そのとき、市長は手を握ってね、頑張るぞと、やると言われたと思いますよ、請願者の方々、涙を流している。そのことは市長に聞きたい、覚えてあるでしょう。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今私のところには2回ほど来られております。そのときに来られました趣旨については、その当時、事務当局のほうが多く聞いてくれないと、このことについて。だから、市長としてどうかというようなことでお見えになりました。そのときは議員の皆様方も

何人か来られておりました。その中でお話をしたところです。そのことについては、今の基地局、今部長が説明しておりますように、否定的なもの、被害の部分、あるいは撤去の問題等々のお話があつておりました。

そして、翌平成23年5月に入りまして私のところにお見えになりました、23日だったと思います。そのときには、青山一丁目地内の溝尻・高雄線道路、石穴神社のところに行くところに鉄塔が建つておる。したがって、その道路拡幅の要請がありました。そして同時に、撤去をしてほしいというふうな要請でございました。そして、学校には、教室等に電波が通らないようなフィルムを張ってほしいというふうなことでございました。私はその後、現場にも幾度となく行っております。その前も12月の時点でも行っております。

そして、実際問題、担当部長、部内の中にも議論をさせました。このことについて住民の皆様方が本当にこの撤去の問題等々がある。被害の心配される人たちがおるといふこと、そのことについてもまた事実でありますので、回避できないかというような形での話をずっと続けておつたのも事実でございます。

そして、検討させました結果、やはり全体で1億5,000万円ほど単独事業で予算が必要と、撤去する場合については1億円以上の撤去補償が必要といふことで、到底今の状況から見て一般財源ではできないというふうなこと。あるいは、学校教室等々のフィルムを張ることについても、教育委員会、学校当局と話し合いされているかどうかといふようなこと。いろんな調整がございます。私には政治的な判断で撤去をしてほしいというふうに申し込まれたのが初めてございました。総合的に、私は今もその気持ちは変わりませんが、総合的な考え方で、条例よりも指針でもって皆様方の心配を回避する、行政が努力する旨の表明をしたところでございます。

現に5月23日、6月10日にその結論を出す前、前後につきましても、ドコモのほうに訪問をいたしました。そして、住民の皆様方の要望等を話し、行政として努力したいと、どうか解決策はないかと申し入れを行いました。その申し入れに基づいて、返ってきました文書が11月、今の文書等にもつながっておるのではないかなといふふうに思っております。

私は、市民の皆様方がどんな、いろんな方々がいらっしゃいます。しかし、市民の意見に耳を傾けるといふことについては、行政は大変重要であるといふふうに思っております。多くの市民の福祉向上を願う大変重要なことであろうといふふうに思っています。

そして、いろんな考え方、いろんな状況を考慮しながら、必ずしも要望に沿えることばかりはありません。全体の太宰府市の発展、多くの市民の皆様方のことを考えて、あえて反する、意に反するような結論もあろうかと思えます。しかしながら、心は市民にとって、太宰府市にとって何が一番大事かといふふうなことで総合判断をし、今の指針に落ちついたところでございます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 教育委員もいろいろと関係しているわけですが、先ほど議員の質問といましようか、発言を聞きよりましたところ、この請願にはいわゆる健康上の問題、被害の問題は全然関係ないんだという発言を聞きまして、私も我が意を得たりという感じでございました。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） ちょっと教育長が何をおっしゃりたいのか、少し頭をひねりますが、私が言っているのはこの請願ですね。請願の要旨の中にそういうものがないと。理由等々にはありますよ、それから要望等はいろいろあるでしょうね。そのことはまた別です。今学校であっている問題とはちょっと別ですね、それはそれです。これは請願ですから、市域全体に関することと私はとらえています。

わかりました、わかりましたというか、次に進み、もうあと5分で終わりたいと思うんですね。

次の2項目め、お願いします。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 次に、市執行部の否定的な活動についてであります、この件につきましては、市といたしまして実施方針を定めており、条例制定は困難であるという立場に立っておりますが、今回議員発議といたしまして条例案が提案されており、この案件の慎重審議を願う立場にありますので、ご指摘のような活動はございません。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 個別に電話したり呼びとめたり、この件に関していろいろ説明したり同意を求めたりしたことはありませんか、だれもありませんか。総務課長、ないですか。古川部長ありませんか、答えてください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） 個々に説得をしたりですね、そういうことではなくて、市の方針的なものを理解していただくためにお話をしたということはございます。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員。

○13番（門田直樹議員） 言葉は使いようと思うんだけど、例えば執行部がいろんな議案出されますね。あるいは人事とか、そういったものに、出る前に議会がそれはこうだ、ああだとか、そういうことは言いませんよね、越権行為だと思います。議会が今つくっているこういう条例、あるいは提案した条例に対しては静かに見守っていただきたいと、そういうふうに思います。

最後に、ここに重々ご承知と思いますけど、要望署名2,532名、議会で圧倒的多数で採択、市長は協力約束、これが2011年1月の中旬ぐらいですね。それから4月24日を挟んで今日があるわけです。最後に、市執行部おかれましてはですね、こういう、今提案された条例が可決さ

れたならば、しっかりと執行していただきたい。そのことだけはお願いして終わります。

○議長（大田勝義議員） 13番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔6番 長谷川公成議員 登壇〕

○6番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

1件目は、学校施設の整備について伺います。

先月11月7日月曜日と11月10日木曜日に、総務文教常任委員会所管施設調査におきまして、太宰府市立小・中学校11校と学童保育所1カ所の視察をしてまいりました。

各校、教育目標や教育指針が掲げてあり、地域人材の活用、地域との交流など、特色のある学校運営が行われ、学校長を初め、先生方の子供たちを思う気持ちが伝わり、非常に有意義な調査だったと私は感じました。

今年度設置した扇風機の効果についても喜んでおられる声が多かったように思います。今後とも継続的に設置されるということですので、設置後の状況等を把握しながら見守りたいと思います。そんな中、学校現場における問題点や要望がありましたので、3点伺いたいと思います。

1点目は、学業院中学校体育館の屋根について伺います。

学業院中学校といえば、本市の中学校の中で一番最初に開校した非常に歴史がある学校で、市長や議長を初め、数多くのOBの皆さんがおられることは言うまでもありません。その長い歴史はすばらしいのですが、近年老朽化が目立つのは残念で仕方ありません。特に体育館はひどいようで、雨が降ると雨漏りをするそうです。体育の授業など、雨が降ったら体育館で行うのは当たり前で、その体育館が雨漏りすればどこで授業をするのと疑問を感じます。この雨漏りのせいで部活動における練習試合を中止したこともあると伺いました。その都度教育委員会の方に連絡を入れると、迅速に対応され、業者が来るそうですが、一部を修理したところすぐ直るというものではないようです。私は、連絡を入れたら迅速に対応していただける教育委員会を非常に評価いたします。今後、雨漏りせず生徒が不安なく体育館の利用ができるように、体育館屋根の大規模改修を要望いたしますが、見解をお伺いいたします。

2点目に、太宰府東中学校体育館の天井について伺います。

この太宰府東中学校も開校して約25年になると思われれます。この東中学校体育館は、他の体育館とは違い観覧席は広く、部活動の応援などする際には快適ですばらしい施設だと私は感じ

ております。しかし、幾らすばらしい施設でも、見上げれば天井は老朽化しており、ボールが当たれば天井の素材がすぐ落ちてくるような状況です。これではせつかくの施設が台なしだと思います。この天井は、私の記憶が正しければ急に老朽化したのではなく、10年くらい前からなっていたと記憶しております。早急な対応が必要だと考えますが、見解をお伺いいたします。

3点目は、太宰府南小学校の中庭駐車場について伺います。

太宰府南小学校は、市内で唯一、小学校とコミュニティセンターが併設されている施設で、非常に多くの利用者が利用され、イベントの際にも体育館、校舎、コミュニティセンターとつながっているため、使い勝手がよく地域に必要不可欠な施設となっています。今後、このようなコミュニティセンターが設置されることを強く期待いたします。

利用者が多いのはよいことですが、その反面、駐車場が少ないのが残念で仕方ありません。昼休みや掃除の時間、下校の際には多くの児童・生徒が中庭に出てきます。駐車場が満車でぎりぎりのスペースにとめている車も見かけます。車と車の中から児童・生徒が飛び出し、走行中の車と接触という危険性も大いにあると思います。今後、中庭の木を切ったり、中庭の構造自体を検討する必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

2件目に、公共施設利用について伺います。

近年、本市のスポーツ人口も年々増加傾向にあると、私自身そう感じているところであります。なぜそう感じるのかと申しますと、10月30日に予定しておりました第17回ペタンクカーニバルにおきまして、大会史上最多チーム数の94チームの応募があり、市民の皆さんに広く普及してきたことは大変喜ばしいことで、今後ともスポーツ推進委員として尽力していく所存であります。

残念ながら、当日は雨天のため中止になりましたが、ほかにも体育館やグラウンドの利用率も上がったり、水辺公園、市民プールですが、11月にもかかわらず早朝より多くの市民の皆さんが利用される姿を見まして、運動やスポーツに対し関心がある方々が増えてきているのではと感じたところであります。

関心がある人が増えてくると、限られた施設を他の団体よりもいかに自分たちが使えるようになるかということが、利用者にとって最重要課題になってくるのではないのでしょうか。利用できる施設さえ押さえてしまえば、あとは自分たちの思うように練習するなり試合するなりできるわけですから。そこで、今回は施設予約の際、1カ所の施設に複数団体による申し込みがあった場合の抽せん方法について伺います。

1、受け付けは何日前から行われているのか、2、申し込みは1団体1つという規則はあるのか、3、キャンセル時の対応ができるよう、第2候補、第3候補まで決めておく必要があると考えるが、以上2件についてお伺いいたします。

なお、答弁は件名ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○**教育部長（齋藤廣之）** 1件目の学校施設の整備につきまして回答申し上げます。

1項目めの学業院中学校の体育館でございますが、現在雨漏りが発生したときは、その都度補修など行って対応しておりますが、屋根のスレートの老朽化が進んでおる状況もございます。教育委員会といたしましては、早急に改修に向けて計画をしていきたいというふうに考えております。

次に、2項目めの太宰府東中学校の体育館の天井についてでございますが、この体育館の天井は、ボールが当たったと思われる無数の穴があいておりまして、体育館の機能的には支障はないというふうに判断しております。確かにご提言がありましたように、外見上の問題等あるというふうに認識しております。

この施設の改修の考え方でございますが、本市の学校における建物の耐震化工事はすべて現在もう完了しておりますけれども、現在、東日本大震災を受けまして、文科省におきまして新たに天井材や、また照明等の耐震化を推進する整備方針が出されておるところでもございますし、この事業とあわせてこの太宰府中学校の体育館の天井改修工事の計画を策定していきたいというふうに考えております。

次に、3項目めの太宰府南小学校の中庭の駐車場についてご回答いたします。

太宰府南小学校は、地域コミュニティ施設もご利用いただいております。そういった中で、駐車場が不足するときもございまして、中庭の庭園スペースにつきましては、子供たちの在学中の思い出となる記念樹やモニュメントが複数存在し、撤去は現在のところ厳しい状況というふうな判断をいたしております。しかし、校内全体をしてみますと、校内に他の敷地の活用ができる部分もあるのじゃないかというふうにもとらえておりまして、これらを今後検討させていただければというふうに考えております。

以上です。

○**議長（大田勝義議員）** 6番長谷川公成議員。

○**6番（長谷川公成議員）** ありがとうございます。

学業院中学校についてはですね、壇上で申し上げましたように、所管調査に行ったときには、連絡があればすぐに教育委員会のほうが本当に早急に対応していただけているというふうな話を校長先生もなさっていました。今後ですね、また現状把握をきちんと行っていただきまして、できれば早急に大規模改修工事を検討していただきますようお願い申し上げます。1項目めは終わります。

2点目ですが、まずはこちらの写真をごらんください。

これが東中学校の今の現状の体育館の屋根です。ちょっと見にくいんですが、黒い点が穴です。ボールがこう当たったと思われまして。天井もはげてきていますね。私がこれ1週間前に写真を撮りに行ったんですが、ちょうど教頭先生から紹介されたんですけどね、昨日バレー部の部活のときにここにボールが挟まりましたということを受けてです。ズームアップするとこんな感じです。こういう本当にひどい無数の穴がたくさんあいています。これ最近じゃなくて、

壇上でも申し上げましたとおり、もう大分前からやっぱりこのような状況だったと私は認識しております。

市長にお伺いしたいのですが、この写真をごらんになられて、率直な感想をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は写真を見せていただきましたけれども、東中学校体育館のほうにも柔道大会とかで参っております。その都度天井を見上げて同じ感想でございます。いつか、やはり早目にしてやらなきゃいかんというような思いでいっぱいあります。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

市長は今総合体育館の建設に向けてですね、ご尽力されておられるようですが、私は今既存の施設、ましてや教育施設がこのような状態であるという現状を考えたときに、総合体育館の建設よりもですね、この2校の屋根の改修がどう考えても先だと思います。市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（大田勝義議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 市長ということでございますが、担当しておりますので私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

先ほどの写真の件でございますが、私ちょっと写真は見にくかったですけれども、実態は把握しておりまして、大変申しわけないと思っております。この体育館に限らず、教育施設等早急な改善が必要ということが多々あるということも現実でございます。

そういう状況で、議員言われますように、そういう段じゃなくて、早くこっちからしてほしいという、そういう気持ちもよくわかりますし、総合体育館の話が出た段階で、私どももやはり早く学校のほうをしてくれんかという、そういうことを市長部局のほうとも話したところでございます。

一方でですね、私自身もスポーツが好きでありますし、また体育施設、夜のいろんな練習も会場が足りないとかですね、それから市が主催します大会等も近隣の学校を借りたり、また使っているときには手狭であったりという現状もございました。そういう中で、いろいろな陳情があったり、それからいろんな申し入れもございましたし、またいろいろ諮ったところ、こういう体育館をつくったらどうかという答申もいただいたところでございます。市長もそういう状況だったらぜひ建てたいという、そういう意気込みでもあるようでございます。

こういう大きなものをつくるというのは、ある面ではそういう機運が盛り上がったときにしていけないと、やっぱりこれがしぼんでしまうと、また10年単位で時が流れていくんじゃないかというふうに思っております。そういうふうなこともございまして、意見は非常に重要視しながらもですね、総合体育館の建設と学校の大規模な改築とを、やっぱり並行しながら進めさせていただきたいととらえているところでございます。いろいろとお世話をかけますけれど

も、そういう考えでありますので、何とぞよろしくご理解ください。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

私は、総合体育館建設に向けて決して反対はしていないので、はい、ご理解ください。

東中のこの天井を見ていただいたんですが、やはり体育の授業や部活動の際にですね、屋根が落ちてくる可能性も十分考えられますので、早急な対応をお願いいたしまして2項目めは終わります。

3項目めについてですが、私自身も会議や体育館利用時にですね、南小の中庭駐車場に駐車するのですが、やはり会議とか体育館を利用するときは夕方から夜にかけて利用することがあります。そしたら、そのときに社会体育を終えた子供たちを迎えに来られている保護者の車とですね、よく時間帯が重なります。駐車スペースがないときは待っていればもう夕方とか夜なので、その保護者は帰ります。それであきますけども、あきますので問題はないのですが、所管調査に行ったときに校長先生も言われていましたけど、昼間の時間に重なった場合ですね、コミュニティセンターを利用される方と、例えばPTAと、あと学校の教職員ですね。一遍にその利用時間が重なったときはですね、学校の教職員は、やっぱり駐車場料金を支払っているのにもかかわらず駐車スペースがないとなると、やはり不愉快な思いをするのではないかと思います。

中庭に植木があるので、その植木を撤去していただけると多少はスペースができ、数台の駐車スペースが確保できると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） ご提言の中庭につきましては、約100㎡ほどありまして、30台ほど、それすべて駐車場にすると可能かなというふうには考えられますけれども、先ほど申しました中庭につきましては、記念樹とかですね、モニュメント等ございますので、現場を見る中では、西側の校舎の、スペース的にはですね、全然不可能じゃないスペースもございまして、今後そのスペース等を検討してまいりたいというふうには考えております。どういう、費用的な面もございまして、その辺も含めまして調査検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 中庭ともう一つ、体育館周辺ですね、あの植木も余り目立たないところにあるんですが、そういうのも撤去を考えられてはいかがでしょうか。体育館裏側あたりは児童・生徒もほとんど来ることがないので、車と接触する危険性はないように思います。今後この駐車場の件はですね、学校側と協議されて、事故等が起こることがないように駐車場の確保を検討されることをお願いいたしまして、1件目は終わります。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 2件目の公共施設の利用につきまして回答いたします。

1 項目めのスポーツ施設予約の受け付けにつきましては、インターネットによる予約システムをご利用いただいております。北谷運動公園の野球場、それから大佐野運動公園の野球場、及びソフトボール場の予約申し込みにつきましては、利用月の前月の1日の2週間前から受け付けをしまして、抽せんを行うシステムをとらせていただいております。

2 項目めの申し込みは1団体1つという規則についてでございますが、規則はございませんが、抽せんによる予約申し込みの場合は、利用者が取得可能な1つのID番号で、複数の予約申し込みはシステム上できないようになっております。

3 項目めのキャンセル時の対応につきましては、現在2候補、3候補まで決める方法は採用しておりません。今後、ご提言いただいたことにつきましては、施設利用者の皆様により便利で公平性を伴う予約システムへの移行について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 受け付けは1日の2週間前だと理解いたしましたので、この点はいいいですが、受け付けの際、必須項目の登録が必要だと思います。この時点でですね、一つのチームが何人もの登録をして抽せんを行えば、例えばAのチームは1登録しかしてないのに対してですね、Bのチームは5の登録をして抽せんすれば、確率からして当然Bのほうのチームが有利になり、抽せん自体公平性に欠けるように思いますが、今部長のご答弁ありましたけど、そういうことはないというふうにおっしゃられましたけど、でも私がいろいろ話を伺った中で、こういうことが実際あっているように思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 今回答させていただきましたように、1つのIDであれば複数になることはないんですが、モラルの問題もあると思いますけれども、1団体に2つ以上のIDを登録されるとですね、そういうのが可能という部分もあるわけでございますけれども、その辺は、このシステムのあり方という部分も検討の余地はあると思いますが、皆さんの利用団体の方ですね、十分全体のことも一定考えていただきながら、予約、施設の利用も図っていただければというふうにも考えます。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） モラルとおっしゃいましたけど、モラルがあれば恐らくこういう問題も発生しないと思うんですね。やっぱりどうしてもそのグラウンド、当然ですけど、利用したいとなれば、やっぱり、例えば子供のチームであれば保護者もどうにかしてグラウンドを押さえて、練習や試合などさせてあげたいというのが親心であると思いますけども、しかしやっぱりほかにもその時期、時間帯に重なってしまったりすることも本当にあると思います。

やはり今後はですね、きちんとチェックを行っていただきまして、公平性が保たれるように

1 団体 1 登録というルールづくりが私は必要だと思います。もしどうしてもこのルールづくりがなかなか難しい場合にはですね、例えばその代表者会等で利用時間の話し合いを行うように検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） システムの問題を含めまして、その辺は関係者の方々の意見も聞かせていただきながら、改善に向けて進めさせていただければというふうに考えます。

○議長（大田勝義議員） 6 番長谷川公成議員。

○6 番（長谷川公成議員） わかりました。

最後の 3 項目めのキャンセル時の対応についてですが、例えば例に挙げますとですね、大会の雨天延期という理由で一つの団体が 4 週連続で押さえていたとします。しかし、大会は雨が降らず 1 週目に無事終わりすべてキャンセルが出たとします。しかし、今のシステムでは次の週のグラウンド利用はできません。管理人がいるグラウンドでは当日の申し込みでも可能かもしれませんが、大佐野野球場やソフトボール場では、あいているにもかかわらず利用できないのが非常にもったいないと思います。予約の際にですね、キャンセルが出てもいいように、第 2 候補や第 3 候補まで決めておき、キャンセルが出た場合は連絡を行い、利用ができるような予約システムをぜひともつくっていただきたいと思います。これは予約システムの改善が必要だと考えますが、検討の余地はありますか。

○議長（大田勝義議員） 教育部長。

○教育部長（齋藤廣之） 失礼します。

当然、今保守点検でこういう予約システムのソフトをですね、契約で更新も行っておりますので、例えばこういうシステムの改善、改良をするときに、どれぐらいの費用が実際かかるのかを含めてですね、調査、当然やっていかなくちゃいけないというふうに考えておりますので、そういう部分を調査させていただければと思います。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 6 番長谷川公成議員。

○6 番（長谷川公成議員） わかりました。

最後になりますけども、予約システムを改善するとなるとですね、やはり費用がかかると思われます。経営企画課のほうには予算配分をですね、ぜひとも検討していただきたいと思います。グラウンド利用できない状況が非常にもったいないと私は考えます。もっと市民が利用しやすい環境をつくっていただきますようお願いいたしまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（大田勝義議員） 6 番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、8 番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔8 番 原田久美子議員 登壇〕

○8 番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております 2 件に

ついて質問いたします。

1 件目は、これまで幾度となく質問してまいりました安全で安心して暮らせるまちづくりについて質問します。

現在、本市では第五次太宰府市総合計画が作成され、防災体制、消防、救急体制の充実に向け取り組んでおられますが、私は市民一人一人が日ごろから災害に備えておくことによって、万一災害があっても被害を未然に防いだり、最小限にとどめることができると考えます。

そこで、災害と緊急時の施策について3項目お伺いいたします。

1 項目めは、コミュニティ無線についてであります。市内全域を網羅されているコミュニティ無線、これが緊急時には防災無線になると考えますが、いろいろな地域からよく聞こえないという声を耳にいたします。この現状をどのように把握されておられますか。緊急時にその役割を果たすとお考えでしょうか。また、改善策についての考えをお伺いいたします。

2 項目めは、市内各地にAED、自動体外式除細動器が設置されていますが、公共施設、学校、店舗、病院等の施設への設置状況と、その管理をそれぞれどこが行っているか、お伺いいたします。

また、AEDは一度使用した場合、バッテリーと電極パッドを交換いたします。また、使用しなかった場合でも3年から5年ごとにバッテリーの交換が必要ですが、部品の交換はどのようにされているのか。交換部品の費用負担はどのようになっているのか。市の負担で行っているものがあるのか、お伺いいたします。

3 項目めは、救マーク制度についてです。

福岡市では、不特定多数の方が使用する施設における突発的なけがや病気に対し、応急手当て講習を受講した従業員が適切な応急手当てができる施設を認定し、救マークを表示する制度を設けています。これは安心施設の目印として表示されるもので、この取り組みについては、救マーク制度と呼ばれています。本市でもこの取り組みを検討されてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、2 件目は子育て支援について質問いたします。

太宰府市の人口増加率は、福岡県2010年に実施された国勢調査では、本市の1995年からの人口増加率は108.59%となっており、上昇傾向にあります。太宰府市に住みたいと転入する人が増えることは大変うれしいことであり、転入してくれる人たちを歓迎すべきことです。しかし、現状の都市の悩みは少子化の問題であり、この問題の解決を図るためには、子供を産み育てる環境の整備が必要であると思います。

近年、社会は不況続きで、結婚しても共働きをしながら家庭と仕事の両立をしなければならない状況です。共働きの増加は、不安定雇用の増大、賃金水準の低下、教育費の高騰などが影響しています。労働力の人口は、少子化も相まって長期的減少傾向にあります。これらの対策として、就労か結婚、出産、子育てという二者択一の構造を解消し、育児世代の男女がともに働き続けるための条件整備を進めていくことが必要であると考えます。

そこで、市内保育所への入所待機児童の現状等について3項目お伺いいたします。

1項目めは、認可保育所への入所待機児童の現状と主な入所希望の希望理由について。

2項目めは、入所希望の増加の理由について。

3項目めは、待機児童ゼロ作戦の考え方と推進状況について。

以上、2件について、件名ごとに答弁をお願いいたします。再質問は自席から行います。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 1項目めのコミュニティ無線につきましては、MCAシステムを利用して平成19年5月に開局をいたしました。避難勧告などの防災情報を初め、地域におけるコミュニティ活動のお知らせなどにも活用していただいております。

当初は、市内62カ所の子局を整備いたしました。聞こえない地域があるという話はお伺いをいたしております。市長の1期目のときに、地域、各行政区を回りまして、その中でも聞こえにくいというご意見、それと一部にはうるさいというご意見も伺っております。

屋外によります音声による放送は、住宅の遮音性も向上いたしております。立地場所、周辺の地形や建物、建造物、風向きなどの気象状況によっても大きく左右されます。また、夏場の豪雨時におきましては、雨の音等も含めまして、聞こえにくいという状況はあると思っております。

防災情報の伝達手段はコミュニティ無線だけではございませんで、必要に応じて広報車等も出しております。ただ、手段はこれだけに頼るとするのは非常に心もとないというふうには常々感じておりまして、複数の手段を用意する必要があるというふうに考えております。そこで、現在では戸別受信機などの研究もしておりますけれども、これについては億単位の多額な費用がかかるということでございます。そこで、最も有効的な手段として今研究しておりますのがエリアメールでございます。

こういうふうにして複数の手段を確保してまいるように、今それぞれ研究をして、できましたらなるべく早い時期に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、2項目めのAEDにつきましては、公共施設を初め、市内48カ所に設置をされております。場所につきましては、太宰府市のホームページはもちろんですけれども、筑紫野太宰府消防本部のホームページにも掲載をしております。

AEDの設置、維持管理、バッテリー、パッド等の交換費用につきましては、それぞれの施設の管理者で行っていただいております。その中には、太宰府市が所有している施設もございまして、それにつきましては、当然市が負担をいたしております。

次に、3項目めの救マーク制度につきましては、近隣では福岡市消防局で導入をされております。心肺停止などの場合に、いかに早く応急手当て、救命措置ができるかが大事なことは十分承知しております。インターネットで調べますと、福岡市以外にも大きな行政の消防局で採用され始めているようでございます。

本市に場合におきますと、筑紫野太宰府消防本部がその中心的な役割を担っていただけるも

のと思っております。ということであれば、太宰府と筑紫野市とも関連がございますので、この件につきましては、筑紫野太宰府消防本部と連携しながら研究を進めてまいりたいというふうに考えております。今後とも多くの市民の方に救命講習を受けていただくよう、啓発にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。

再度確認したいと思えますけれども、防災無線が住民から聞こえないという、あった場合には、どういうふうな対応をとられているのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 各行政区からさまざまな要望がございまして、複数伺っております。ただ、行政といたしましては、すべて今網羅しているとは思っておりませんで、必要な箇所については、毎年二、三カ所程度でございますけれども、予算を確保いたしまして、優先的に増設をしております。その方法ですけれども、山ろく沿いですかね、その災害の危険性が高い地域を優先的に配備をいたしております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 今日、私の一般質問の資料を見ていただきたいんですけども、この資料は水城ヶ丘の公民館の防災無線でございます。この水城ヶ丘公民館は、防災訓練、避難訓練等には欠かせず私は出席しております。ここ地域づくり担当部長さんも行かれているのを私も一緒に行ったこともありますので、このことなんですけれども、この場所はもう部長さんもお存じだと思いますけれども、この公民館が道路の下のほうにあるんです。そして、家屋にあって機密性の場所であって、1階建ての屋根と変わらないところにあるんです。例えばです、水城ヶ丘公民館の防災無線の、水城ヶ丘の自治会のほうから移設の要望とかございましたでしょうか、今まで。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） この水城ヶ丘区に限って申しますと、団地の入り口のほうです。公民館から向かって下のほうになりますけれども、そのほうに声が届きにくいという話は伺っております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そしたら、現場に行って状況は把握されているということでよろしいんですかね。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 現場に行って聞こえたかどうかというテストをしたわけではございませんけれども、そういう地域の声が上がっているのは十分承知はしております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） この防災無線を取りつけるときに、やはり自治会立ち会いのもとで設置場所とか音声とかを確認されることが一番大事じゃなかったのかと私は思います。ここだけじゃなくて、ほかのところからも聞こえないとかということがあると思いますけど、設置するときの大事なことは、設置するときやはり自治会の立ち会いのもと、音声の声を最後に聞いたり、ここでのよろしいですかねという、やっぱり地域のことは地域しかわかりませんので、そういうようなことを聞くべきだったのではないかと。聞いておってつけられたのであれば、私の言い方がちょっとおかしいかもしれませんが、そういうふうに立ち会いのもと設置されているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 当然ながら、自治会と協議をいたしまして設置はいたしております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） そうであればですね、一応私のほうで、その水城ヶ丘の自治会のほうにですね、一度現地調査を実施していただきまして、納得されるように、今までの経緯とかそういうような説明を聞いていただいて、必要であれば業者さんとも話を交えてですね、そういうふうな聞こえないということをお聞きしておりますので、住民からも聞いております。場所も場所だと思いますので、もう一度ですね、現場に行ってください、調査を含めてしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 水城ヶ丘については確認作業をさせていただきますけれども、聞こえないというのは水城ヶ丘区だけではございませんで、多数の行政区の方の要望でもございます。どこにつけるかどうかというのは総合的に判断をさせていただきますけれども、水城ヶ丘に限っては地域の自治会と確認をさせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ありがとうございます。

一応そちらのほうで移設も含めて、要望があれば早急にしていきたいということをお願いしまして、この1項目めは終わらせていただきます。

2項目めなんですけれども、公共施設と学校施設のほうは、今先ほど部長がおっしゃいましたのには、48カ所にAEDが設置されているということで報告をいただきました。

私、2010年10月26日にホームページのほうから引き出した資料がございまして、このときには太宰府市内、保育所は五条保育所と南保育所、それと小学校、中学校、そしてあと公共施設の13カ所にAEDが福岡県の市町村組合のほうから寄贈されたものと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 一番当初に議員さんがおっしゃいましたように、市町村振興

協会から寄附をいただきました。それは、これが導入の最初のころでございまして、公共施設で欲しいところはあるかということで、手を挙げたのがまず最初でございました。それは、役所を初めとしまして公共施設、学校、保育所も含めました公共施設を要望いたしまして、無償で寄附をいただいております。その後バッテリーの交換につきましても、2回までは無償で交換まで面倒を見てもらいましたけれども、それ以降についてはそれぞれの費用で管理してくださいということでございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ではですね、そのときも、たしか市町村振興協会から寄贈をしていただいたのが平成14年と記憶しておりますけれども、そのときには自治会のほうですね、公民館のほうにはそのときは配付されていませんでしたけれども、公民館は公共施設ではないということでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） いえ、公共施設ではないということではありませんですね、これについても中央公民館を通じまして、要望するかどうかという打診はいたしましたけれども、その協議がまだ調っていないというふうな状況がございました。それで、当初は受け付けをされていたのがですね、平成18年5月16日が第1回目で寄贈を受けております。その当時は、24カ所でございます。それから、その後2カ所追加をさせていただいて、26カ所を寄附をいただいております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私、壇上で申し上げたとおり、第五次太宰府市総合計画の防災消防体制の整備の充実につきまして、自主防災組織というのがございますね。この数が、平成21年には11自治会にできました。そしてまた、平成27年度、その6年後には44自治会には自主防災組織を設置するというので、この計画のほうには出されておりますけれども、自主防災組織の中で、自治会の中で、平成22年度では12自治会組織ができたといっていましたけれども、AEDを使ったAED体験講習会とかというのは実施されておられますでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 講習会ですかね。

（8番原田久美子議員「はい」と呼ぶ）

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 一斉にしていくことではなくてですね、個別にいろいろ相談を受けまして、自主防災組織の立ち上げに向けた勉強会等も要請を受けながら、地域に出ています。

それと、自主防災組織の導入の起爆剤ともなりますいろんな防災グッズについてもですね、県の補助金をいただいて希望のある自治会に、今度補正で計上させていただきましたけれども、そういうことを契機にですね、自主防災組織の設立につなげていくように、鋭意努力をいたしておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私、この自主防災組織が立ち上がっているところには、やはりAEDを設置するべきではないかと思います。それはなぜかといいますと、普通今公共施設にはあるんですけども、13カ所ぐらいですね、やはり学校とか普通の公共施設にはですね、休日、夜間がですね、やっぱり利用の制限があると思うんですよね。それで、公民館だと避難場所でもあり、休日や夜間などでも市民の身近にあるというところを考えると、やはりAEDが有効に使える場所だと私は思います。このAEDというのは、急に意識がなくなって、もうご存じだと思いますけれども、心臓の機能停止状態に陥った場合にいち早くAEDを使うと、救急車が来るまでの数分間にやっぱり人を助ける、命が救われるということで、やはり公民館には設置するべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） AEDは、そもそも不特定多数の方が集まる施設ということで重立った公共施設を優先的に入れさせていただいております。公民館につきましては、今後所管であります教育委員会のほうとも協議をさせていただいて、検討をさせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 前向きに検討していただきまして、自主防災組織ができているところからでもいいですので、AEDを設置するというようお願いしたいなと思っております。

それと、AEDを一度使用した場合には、バッテリー交換が必要になってくるんですけども、先ほど部長がおっしゃいましたのには、2回が無料でしていただけるということでしたっけ。濟いませぬ、もう一度お願いします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 先ほど申しました市町村振興協会から無償でいただいた分につきましては、バッテリーを2回まで面倒見ていただいたということです。もう既に終わっております。今後につきましては、単独で、実費で交換をしていただきたいということでございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） わかりました。

公共施設以外の設置場所というのが、2010年10月26日にちょっと私、引き出したときには11カ所ぐらいだったんですけども、これから余り増えてないということになると思いますけれども、その設置されているところだけでもですね、自主的に取り付けられているわけですから、設置していただけているだけでも私はありがたいと思っているんです。AEDの交換については、維持管理をしていただけるという観点からですね、交換の負担はできませんか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） それぞれの施設で不特定多数の方に何かあったときのために置いておるのが主目的でございます。当然、行政が持っているものにつきましては行政の責任

で、民間の持っている施設については民間の責任で交換して、AEDの機能が十分に発揮されるとというのが筋だと思いますので、民間施設に行政が補助をするという考えは、今のところございません。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） この私が今補助をしていただけないかって言ったんですけれども、交換するためには1万8,000円ぐらい、原価で1万8,000円ぐらいかかります。パットと電極パットを交換するだけで1万8,000円ぐらいかかるんですけれども、それを全額とは申しません。半額ぐらいの補助というんですかね、自主的に使っているところに対してですね、補助をすれば、やはりこの太宰府がですね、今全国的には補助をしている市町村はありません。ですから、私この太宰府がですね、防災に対する意識を高める万全な太宰府としてですね、目指していただいてですね、検討していただきたいと思いますけれども、それも検討する気持ちもないということですね。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） そう言われますと、非常に冷たい人間のように思われましてなんなんですけれども、行政は行政としての役割がございます。民間は民間としての役割がありますので、どこまで行政が立ち入るかというのは、それはあつたにこしたことはあるかもしれませんが、一定の筋というのは通すべきだというふうには認識いたしております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私の強い力ではちょっとできないということですが、私今年の7月1日に天神の大丸で急に倒れた人を見かけまして、実際に私はAEDを使う体験をさせていただきました。体験って失礼ですけどね。そのときに、私大丸の前だったんで、大丸に私はとりに行ったんです、AEDを。そして、AEDを持ってきて設置しました。それで、夏、本当暑い7月1日もう暑いときで、実際につけたんですけど、ふるえがあつてですね、結局それは作動しなかったんですよ。結局ふるえているから、AEDは使用できなかったんですよね。救急車が来ました、救急車にも連絡しましたので。そういうふうな体験をしたときに、救急車が来て、そのAEDと電極パットはもうその場でもうとられたんですよ。その後はもう救急隊の方が判断しますので、とっていかれたんですよ。それで、それを大丸さんにお返しに行ったときに、ああ私この本当AEDを大丸さんが置いていてくれただけで、私は本当によかったな。本当貴重な体験をさせていただいたんですけど、そのときにこの電極パットは1回使ったら使用できないんだから、またこのAEDを、大丸さんがこのバッテリーを交換しなきゃいけないんだなと思ったときに、ふと太宰府市でもそういうふうな場面があつたときに、市のほうとしてどうにか補助ができないかなと思って、今回の質問をさせていただくようになりました。実際、公共施設以外ですね、施設に対しては、本当にAEDを設置していただいているということだけでも私はありがたいと思っております。真剣に思っております。ですから、市のほうでも2分の1でも3分の1でもいいですので、前向きにですね、太宰府市から発信して

いただいて、自分たちはこんなにしてAEDの補助につきましては補助をしているんだよという
ことを全国にやっぱりPRするべきだと思いますけれども、それでもだめでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） お気持ちはよくわかります。ただ、行政は行政の責任がある
のと同様に、民間は民間の社会的責任もあるというふうに感じております。その施設を利用さ
れるのは、その施設のお客様でございますし、たまたま今回は大丸前の、大丸を利用された方
じゃないかもしれませんが、社会的責任というのは民間も負っておるというふうに感じ
ております。

現時点では、重ね重ね申しわけありませんが、民間は民間、行政は行政という筋で通させて
いただきます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） もうしつこく言われたら、また私嫌われますのでちょっと言いません
けど、国のですね、中小商業活力向上事業というのがございまして、その事業の目的の中に地
域コミュニティの核となっているものであって、商店街とかですね、地域商業というのが地域
のコミュニティの核となって振興を図っていく商業というところで、その事業の中に国から2
分の1の補助がございまして、その事業の中でAED設置というのがございました。これ調べ
ていただいたらわかると思いますけれども、AED設置も補助の対象になっておりますので、
できれば、これは国の事業でございますけれども、恐らくこのAED設置ができれば、補充の
ほうもできるのではないかと感じておりますので、ぜひ太宰府市から国のほうに問いかけてい
ただいて、できるものであれば、こういうふうな補助金を使っていただきまして、設置をお願
いしたいと重ねてお願いします。

それでは、3項目めに行かせていただきます。

3項目めなんですけれども、先ほど資料の中に、一番下に資料の中にあるんですけども、
もうこれ読んでいただければわかると思いますけれども、そこで応急手当の講習会を受講し
たという従業員が、そういうふうな人がいるんだよという安心の目印ですので、また普及にも
なると思いますので、ぜひこういうふうな救マークを表示してはいかがかということで、今先
ほど部長の回答で検討していきますということでしたので、前向きに検討していただきまし
て、1件目を終わらせていただきます。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） では、2件目の子育て支援についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの認可保育所への入所待機児童の現状と主な入所希望理由についてござい
ます。

10月1日現在における待機児童数は123人となっており、4月1日現在と比較いたします
と、45人の増加となっているところでございます。その内訳といたしましては、2歳以下の児
童が83人となっており、全体の約67%を占めております。また、今年度の特徴といたしまして

は、3歳児におきましても33人が待機児童となっているところでございます。

入所希望の理由といたしましては、大半が就労を理由とするものでございまして、そのほかには、保護者の出産や病気、また祖父母の介護のためといったものでございます。

次に、2項目めの入所希望者の増加の理由についてでございます。

ご承知のとおり、4月1日から定員120名のこくぶ保育園が開園いたしました。しかし、待機児童数は4月1日現在で、平成22年の30人から平成23年は78人へと大幅な増加となったところでございます。この理由といたしましては、子育て世代の人口の流入と共働き世帯の増加が主なものであると考えておりますが、これに加えて、保育所の新設により、今まで認可外の保育施設等を利用していた方々の入所申し込みが増大したことも、その要因の一つであると考えております。

次に、3項目めの待機児童ゼロ作戦の考え方と進捗状況についてでございます。

待機児童の解消につきましては、市長の重要施策の一つでもございまして、保育所の増築や分園の設置により、平成24年度には78人の定員増を予定いたしております。今後におきましても、平成24年度以降における保育所整備の補助制度について、見通しが今の段階でははっきりしていない部分もございしますが、今後の保育需要の動向を勘案しながら、引き続き保育所の定員増に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後1時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（大田勝義議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） まず、お聞きしたいのは、私平成23年9月1日現在で各市内の認可保育所の待機児童の状況について窓口のほうにお聞きしましたときには、そのときは203名の待機児童がいたんですけども、今現在123名ということなんですけれども、それは人数のほうはちょっとよろしいんですけども、こくぶ保育園が新設されたということで、定員が120名で、現在の入所数についてちょっと数を教えてください。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） ただいまのご質問でございますけど、こくぶ保育園だけでよろしいでしょうか。

（8番原田久美子議員「はい」と呼ぶ）

○健康福祉部長（井上和雄） 定数が120名でございますけど、10月1日現在で入所児童数が119名となっております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 濟いません、もう一カ所。公立五条保育所の数字もよろしいでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 五条保育所におきましては、定数が90名に対しまして、10月1日現在の入所数は112名となっております。

以上でございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 先ほど部長のほうから入所の増加の理由もお聞きしましたのでわかりましたけども、こくぶ保育園が新設しておりまして、来年度にまた増設ということで聞いておりますけれども、増設する場所は1カ所でしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 先ほど申しました増築が1カ所で、星ヶ丘保育園でございます。それと筑紫保育園が分園となっております。2カ所になります。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ありがとうございます。

今五条保育所、定員が90名で現在の児童数が112名。本当に大変な、待機児童数も22名で間違いないと思いますけれども、この22名の方がまだ待機児童としておられるということでいいのでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 10月1日現在で、先ほど言いました入所児童数は112名でございますけど、ここを第1希望としております待機児童数につきましては、25名となっております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） この五条保育所というのは、やはり公立では1カ所しか今のところございません。この五条保育所というのは、やっぱり便利だと思います。太宰府の中央にあって駅も近いし、中央だからいろんな方が、やはりそこの五条保育所に来られているということだと思っておりますけれども、五条保育所の園のことなんですけれども、老朽化をしているということを見て感じます。この五条保育所の移設とか立て直しとかというのは考えられてないでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 五条保育所につきましては、開園いたしましてもう三十数年、40年近くなりますので、確かに施設といたしましてもう老朽化しております。そういったところで、子育て支援課といたしましては、できれば早急という形なんですけど、五条保育所の建てかえ、それに伴います、あわせて定員増とかできればというふうなところではちょっと考えておりますけど、まだ現在の市の状況等で実施計画等にもまだきちっとそのあたりを明記して

おりませんので、そのあたりは早急に検討していく必要があるかとは思っております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） ありがとうございます。

やはり、見る限りにおいてはですね、教室で間仕切りをして2クラスを見ているような状態を、ちょっと私この前拝見させていただきましたので、やっぱりこれじゃいけないなど。公立の保育所だからこそですね、しっかりとした保育所であってほしいと。本当に建て直しも考えられているということですので、もうそれ以上は言いませんので、前向きに検討をお願いしたいと思っております。

それと、次に話は変えますけども、11月号の太宰府市政だよりの中に、今回入所の申し込みを受けますという回覧がありました。この中に、出生前とか職業復帰、そして年度途中の入所希望の申し込みもこの期間に提出してくださいというのは書いてありますからわかりますけれども、もしも1月13日を過ぎて申し込みをした場合には、どういうふうな事情があるのかちょっと詳しく教えていただけませんか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 今原田議員申されましたように、申込期間につきましては、平成24年1月13日としております。あとこれに基づきまして、結果の通知を2月末までにしようとしております。そういったところで、申請をされた場合でも入所できない場合等もございますので、やはりその後の手続の関係等もございます。そういったところで、1月14日以降申請分につきましては、申請されてあっても入れなかった方もあります。そういったところで、3月1日までにまた入所の審査を行います。そして、3月16日までに入所の審査を行いまして、以後毎月1日と16日に審査を行っていくようにしているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） その入所に当たっては、1次審査というのが対象になると思えますけれども、この1次審査のために日にちが区切られていると思えますので、これを見たときに、申し込みしたい方は、入所決定のための1次審査があるということが、この中ではわからないと思うんですね。それで、そういうふうな審査があるということが、預ける側としたら必要だと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） そうですね、1次審査につきましては、1月13日までに申込書を提出された方が対象となります。その場合でも、提出された書類で確認がとれない場合とか、疑義がある場合等につきましては、追加資料の提出をお願いしたりすることもございます。また、勤務先等への電話や書面による調査、面接などを行う場合がございますので、ということでの添え書きといたしますか、そういったところをさせていただいているところでございます。

また、1月13日を過ぎて申し込みをされた場合には、1次審査の対象にはならないというようなどころの記載等をしておりますけど、あと審査結果につきましては、1次審査対象者には

2月下旬に文書で通知をしますということのお知らせというふうになっております。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） また、入所の申し込みの件につきましては、また個人的に相談に行きたいと思いますので、これはこれで終わります。

入所申し込みについてですけれども、ならし保育というのがあると思いますけれども、このならし保育というのも申し込みのほうに書くようになっていていると思います。この分につきましては、ならし保育も含めての決定通知というのがそちらのほうから行くんでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 今原田議員が申されましたように、ならし保育も含めて通知をするというふうになります。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） それではですね、第五次太宰府市総合計画の中の子育て支援推進について、ちょっとまた質問をさせていただきます。

この子育て、先ほど部長のほうから平成21年度では待機児童数を93名、基準値がですね、平成21年度では入所できない児童数を93名と書いてあります。平成23年度では78名ということで、先ほど報告がありました。平成27年度には待機児童をゼロにするという、これは計画でございます。このゼロにするためには、平成23年ですからあと4年しかありませんね。その4年後に78名をゼロにすることですけれども、今回こくぶ保育園の新設があり、来年度は星ヶ丘保育園の増設、またはもう一つの筑紫保育園の分園ということで報告を聞いておりますけれども、これで今現在待機児童が123名、これで解消できるのかなというので、私は解消できればよろしいんですけれども、平成27年度に向けて解消するための方法としては、何かそちらのほうではほかに児童数を解消する方法を、施策を考えてあったらお願いしたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井上和雄） 先ほど、第1答目でご答弁申し上げましたように、平成22年におきましては待機児童が30名で、今年1月1日からこくぶ保育園の120名の保育園を開園したところでございますので、本来でしたらここで待機児童は解消というふうに予測的には見ていたわけでございますけど、先ほども申しましたように、やっぱり潜在的な保育入所希望の方というのがいらっしゃいますので、新しくできたことによって、自分の子供もまた保育所に預けることができるのではないかというふうなところで、確かに入所希望者が増大しているというところがございます。そういったところで、待機児童につきましてはゼロ作戦ということで、市長の施策にもありますように、今後におきましても認可保育所に対します分園なり増築、またそのあたりを協力をあくまでお願いしながら、進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 分園、増築、新設。新設はもう無理だろうと思います。本当に財政が

もう大変ということはわかっておりますけど、できればですね、社会福祉法人とか民間の活力を導入することが必要ではないかと思っております。公立の保育所に比べて、やはり民間というのは柔軟な対応がなされている施設でもございます。この太宰府市に住みたいという、転入の方が、この待機児童数でもわかるように、若い人たちが増えているということ、やはり市としては前向きにとらえていただきたいとは思っています。やはり、この太宰府市に若い人が増えるということは、待機児童がいるということは増えているということですので、この待機児童をゼロにするためには、やはり民間の施設に頼るしかないのではないかと考えておりますので、今後ともこのゼロ作戦に向けて頑張ってもらいたいと思っております。

最後にですね、市長にお伺いしたいんですけれども、平成14年度の3月に男女共同参画社会づくりに向けてという市民意識調査の報告では、行政が男女が共働きで働ける条件の整備ということで打ち出されとったのが、70%中の57%がそういうふうに行行政に望みたいという人が多かったんですけれども、それは14年前ですので、10年前にそういうふうな57%の方が条件整備を進めていただきたいということで、市長の公約にもありますとおり条件整備を進めていくという施政方針には書いてあるんですけれども、この10年間たっても、やはり男女の親たちが働き続けられる条件整備が、このゼロ作戦というのがやはり第1の預けて働かなきゃいけない状態ということは、私が初めに申し上げさせていただきましたけれども、それを含めて市長からこのゼロ作戦の施策をもう一度お聞きしまして私の一般質問にかえたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 子育て支援につきましては、今も原田議員がおっしゃっていますように、女性の社会進出とする意味からも、非常に大きい施策の一つだというふうに思っております。

10年前等々と相当の数字も変わってきておりますけれども、やはり基本の部分は10年前と相当社会状況の変化があるというように思っております。今以上に女性の社会進出、あるいは次世代を担う子供たちの保育、教育環境をよくしていくというようなことについては、特に必要だと。特に10年前と比較しまして、待機児童が年々措置をしても、きちっとした施設の整備、増設をしてもなおかつ増えると。それに追いつかないというふうな状況等が今日的課題ではないかなと。ひいては、女性の社会進出、男女共同参画社会が充実強化されてきておるというふうに、裏返しのことでも評価もできると思います。私ども行政といたしましては、やはり女性の皆様方が今以上に社会進出し、そして安心して子供が育てられるような状況づくりをすることが第一義的な課題の一つであるというふうに思っております。将来を見越しまして、まだまだ78名の待機児童がおるということ、そして今、今年2園を増設あるいは分園の中で、60名本来であれば来年度は吸収するはずですが、待機児童ゼロになるはずですが、また来年度等については若い人が入ってこられる、転入されるということは非常にいいことだというふうに私も思っております。そういった段階を見きわめて、今選択肢の一つとして言われました公的保育所の増設といいましようかね、新築、改築も一つでしょう。それから、今の福祉法人の増設

といひましようかね、認可といひましようかね、無認可を認可にするというふうなことも選択肢の一つでしょう。いづれにしましても、どのような方法が一番最適かというふうなことを含めて、次年度の状況を見てみて、そして将来の方向性を打ち出す施策を打ち立てていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 8番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、3番上疆議員の一般質問を許可します。

〔3番 上疆議員 登壇〕

○3番（上 疆議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告してあります3件について質問をいたします。

最初に、1件目のやまびこ班の設置についてであります。平成22年度から本年度までの事業として、地域環境保全対策費県補助金が交付され、市民部環境課で不法投棄ごみの監視パトロール事業を主に、不法投棄ごみの片づけを初め、地域からの環境問題などの苦情対応や、その他、資源回収、クリーンデーなどの多岐にわたる窓口対応について、嘱託職員として男性3名を現場に、窓口受け付けとして女性2名の計5名を雇用され、迅速かつ的確に処理され、地域市民から大変喜ばれているとともに、地域と市役所のパイプ役として重要な役割を担っております。

この事業の補助金が来年度からなくなると聞き及んでおりますので、この対応とあわせて、昨年度から地域コミュニティ自治会制度となり、協働のまちづくりを市民と行政が対等の立場で、地域でできることは、これまで以上に地域の特徴を生かしたさまざまな活動を展開しておるところです。しかしながら、少子・高齢化に伴って各地域においては、お世話される役員等も高齢化が進み、市の予算も厳しくなる中、公園などの樹木は年々大きくなり、この伐採等について年1回では不十分であり、また小さな公園はほとんど地域で高い枝も切らなければならず、また側溝ふたの交換などの通報をすると職員が確認されて業者に発注されている無駄もあり、ほかにもいろいろありますが、地域の声に市がこたえて、市域でできない無理な業務については、昭和52年ごろから建設課内に配置されていたやまびこ班などをモデルにした市民活動支援係、合わせてやまびこ班でもいいわけですが、そういった部署を設置されまして、市として地域活動を積極的に支援していただき、またこの職員対応については、これからも増えてくる再任用職員を適材適所に配置されまして、実施できるよう前向きに取り組んでいただきたいと考えますが、市長はいかがお考えか、所信をお伺いします。

次に、2件目の西鉄二日市バス、二日市駅東口・星ヶ丘線の増便についてであります。このバス路線は、地域で最初の大きな取り組みとして当時の役場や西鉄に強い要望活動を行い、昭和58年7月に団地バス東ヶ丘・星ヶ丘線が開通し、多くの利用者があり、便数も多くなり、長い期間順調でありましたが、近年経営も厳しいのか、太宰府高校への通学区間にはバスを大型化し、便数も東ヶ丘、星ヶ丘から西鉄二日市東口方面行きは、1日24便に対して、太宰府高

校から西鉄二日市東口方面行きは69便と45便も増便され、また梅香苑、緑台、青山地域から五条駅方面行きは、ピーク時の時刻表は把握をしていませんが、今回改正前の便数で比較すると、1日48便から32便と16便の大幅な減便を強いられ、高齢者が市役所を初め買い物や病院などに外出することができなくなって、大変困っております。

民間企業といえども、公共交通機関が事前に市や関係者に協議もなく一方的に、バス社内の広告周知だけで実行されております。この現状について、市長のご所見をお伺いします。

次に、3件目のコミュニティバスまほろば号高雄回り線等についてであります。この高雄回り線について、太宰府市の利用人員調査によりますと、1日7便運行され、9月5日から11日の1週間での利用者が204人で1日平均29人、1便当たり4人と、私が予想した以上に少ない利用者数となっておりますが、高雄回り線の国道3号線経由をやめて、高雄または高雄台から緑台、青山、五条駅から市役所行きに変更されると、利用者はかなり増加するものと考えます。この現状について、市長のご所見をお伺いします。

なお、回答は件名ごとをお願いいたします。あとは自席にて再質問させていただきます。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） まず、1件目の建設課やまびこ班の設置ということでございますが、市長ということですのでけれども、私のほうから回答させていただきます。

ご質問の中でも述べられましたが、ごみ関連で環境課におきまして、平成22年度から2年間の期間限定で、これは県からの10割の補助金をいただきまして、5名の嘱託職員を雇用いたしております。

また、ご質問ありましたやまびこ班につきましては、全国的なすぐやる課等の行政ニーズということで、昭和52年から平成7年6月まで設置をして、さまざまな行政ニーズに対応してまいってきたところでございます。

現在では、建設産業課の職員が地域からの要望があった場合、まず現場の状況確認を行いまして、緊急性やあるいはその対処方法などについて判断をし、適切に対応をしてきておるところでございます。その状況と結果を聞きますと、技術面でありますとかコスト面から職員のみで対応できるものは少ないというようなことを聞いておまして、総合的な判断のもと、業者へ依頼をしているところが多いということを聞いております。

お尋ねのような、市民ニーズへのさまざまな対応の方法があらうと思いますが、こういうことにつきましては、現在市が推進しております協働のまちづくりの中で、市民が行います自助、あるいは地域コミュニティの市民同士が助け合う共助、そして市などによります公助の役割分担を明確にしながら対応していくということで、総合的に勘案して進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 今総務部長からお話がありましたが、この地域環境保全対策費県補助金、今年度850万円が交付されておりますが、これ100%、先ほど言われましたが、そのとおり

ですが、結局この850万円については、新年度、平成24年度ではなくなるわけでしょう。そういうことでしょう。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 基本的には、2年間限りということですが、県のほうの制度として、まだ継続という話も聞き及んではおりますけど、まだ明確なことにはなっておりません。基本的には、終わっております。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 私の情報では、平成24年度はもう廃止されるというふうに聞き及んでおりますので、このことについて今やっている不法投棄、ごみの監視パトロール事業を主体にしたものについては、平成24年度はどのような形で取り組もうとしているのか教えてください。

○議長（大田勝義議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（古川芳文） ただいまご意見をいただいております福岡県の環境保全対策費県補助金を利用しまして、地域のグリーン・ニュー・ディールということで、5名の嘱託職員で対応しておりますのでございます。平成24年度以降につきましては、ただいま総務部長が申し上げましたように、まだ未確定な部分もありますけれども、国の以降といたしまして継続した場合ですね、広くやっぱりいろんな市町村に利用していただきたいという意向もあるようでございますので、なかなか同一市が補助を受けるということは、継続した場合としてもなかなか難しかろうというふうに考えているところでございます。

また、現在の効果につきましても、市内の巡回を初め不法投棄、散乱ごみの監視、それから対応事業ということでございますけれども、補助金が切れまして嘱託がないという状況になりましても以前の体制に戻るわけですが、職員で連携、協力しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） ということは、現在5名雇っている方は、継続しないということでしょうかね。

○議長（大田勝義議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 現時点では、この5名については今年度限りということですが、今ご質問がありましたように、このごみの不法投棄でありますとかさまざまな行政ニーズに対応しておることも事実でございますので、今後それだけではなくて、例えばごみの減量作戦ということにも非常に市の命題として今取り組んでおります。そういうことも含めて、環境問題全般的なものでこれからどういう体制でいくかということを詰めたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） それでは、やまびこ班をというふうに言っているんですけども、共助の形でやってほしいということでしょうけども、やはり地域ではできないことがいっぱいある

んで、その一つの部分で、公園等の年1回の樹木伐採がされております。だけど、実際はですね、伐採じゃなくて一般の剪定作業なんですよ。それではね、安全・安心のまちづくりからしたら、公園の中が外から見え、死角とならないような防犯環境をするためには大胆な伐採が必要だと思いますが、この考えはどうか伺います。

○議長（大田勝義議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（神原 稔） 公園の樹木に関するの質問でございますが、市内に130を超える公園がございます。年数も相当たっておりますして、設置のときに植えた木なり樹木が大きくなっておるといふ現実がございます。市内を分割して専門の業者にその辺の剪定というのもやっておるつもりでございますが、その地域の状況、それから公園の位置等も勘案しまして、今後とも適正に伐採といいますか剪定等を進めてまいりたいと思います。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 本当は、それぞれ大きな公園というんですか都市公園というんですかね、そういう分につきましては、本当に年数もたっておりますから、大きな樹木があるわけです。それについては、伐採をかなりやってもらわないいけないわけですが、なかなか今言いますように業者がやっているのは剪定作業ですよ。そういうのは要らないんですよ、もう伐採をやらないと、本当に防犯環境につながらないといいますか、もう木が茂ってですよ、もう下のほう、大体もうね、我々人間の頭の下は全部木を切るぐらいでないと死角になっておるようです。そういうことからですね、現在私どもは脚立を使い作業をしていますが、やはり高齢もありますことからですね、切断した枝と一緒にですね、落ちてしまうんですよ。これは、本当に大変な、危険なことが伴うわけですし、こういった作業のときに先ほど申しております市民活動支援係などによりましてですね、ユニック車、こうがと上がりますよね、ああいう車を市のほうで持っていて、やはり応援に来ていただくと、それは業者さんと呼ばなくても私ども地域でできることでありまして、そういう分ではぜひやまびこ班らしき地域市民活動支援係をですね、つくっていただきたい。

そのほかにですね、やっぱりこの材木を処分するのがまた大変なんです、これ切った後もですね。これは袋に入れますが、もう小さく切っても今ごみ袋が薄くなつとるので、すぐ破れてしまうんですよ。そういうことを含めてね、やっぱりトラック、私たちの団地にはトラック等を持っている方が非常に少ないので、平日で使おうとすれば全然ありません。そういうことから、これも市のほうで車をですね、市内に、地域に貸し出せるようなと言ったらおかしいんですが、一緒に運転して、一緒にこうやってもらえれば一番いいことですが、そういうことしてもらえばと思っております。

また、この市営土木事業で、道路側溝ふたが今かなり改修が進んでおりますよね。今後は、このクリーンダーの清掃の際に、側溝ふたを上げる要望が増えると思います。このような部分についてもですね、地域ではもう上げられないんですよ。昔側溝ふたを上げるためにも、大きなありましたね、ジャッキみたいなのが。各地域に配ってございましたが、それもほとんど今あり

ません。そういった分とあわせて、今の側溝ぶたは、舗装がかかっているんですね、もう端っこは。だから、もう個人の手では上げ切りませんので、そういった部分では、市のほうの応援が絶対今から必要になってくると思いますので、そういった部分で話を、そういう部署を設置していただきたいというのが現状であります。

先ほど言いました補助金が切れて、ごみの巡回パトロールやごみ捨て所の処分について、合わせてこういう地域の土木作業と言うたらおかしいんですけども、そういった作業はかなり出てくると思っておりますので、ぜひですね、こういった部分をつくっていただきたいと思っております。

それで、市長が、私は市長について言っているんですが、なかなか市長お答えになりませんので、再度市長にお伺いしますが、協働のまちづくりを市民と行政が対等の立場で推進するため、地域コミュニティ自治会制度となり、第五次総合計画の中で、市として地域コミュニティ活動の支援をする体制を充実し、活動を支援しますとされていますが、昭和52年から建設課に配置されてきましたこのやまびこ班などをモデルにした市民活動支援係などの部署をぜひ設置されまして、市として地域活動を積極的に支援していただきたいと思いますが、市長の再度お考えを伺います。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） やまびこ班に類する協働のまちづくりでのそういった課の設置、あるいは班の設置というようなことですが、やまびこ班が廃止された経緯もあります。松戸市でのすぐやる課が廃止された経緯もあります。

それから、もう一つですが、私は地場、地元、今仕事がかただけ疲弊している中において、造園業の皆様方、いろいろ市内には工事、施工されている業者がいらっしゃいます。今建設課のほうで答弁しましたような基本の考え方もって進めてまいりたいというふうに思っております。そういったことから、ご提起されておりますことについては、現時点では考えておりません。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 最後にも言いましたが、再任用職員が今からかなり増えてくると思うわけですね。そうしたときに、再任用の職員の皆さんには、適材適所と先ほど言いましたが、人によってやっぱり事務職、窓口職それから現場の職と、そういった部分で得意な方々が今から多くなってくると思うんです。そこで、確かにこういう経済事情が厳しいときに民間を使いたいという気持ちも十分わかりますが、再任用職員をこれはしていくことは変わらないと思いますが、そうですね。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 再任用職員については、これはご指摘いただけるまでもなく、今もそうしておりますし、今後においても希望があれば任用していく方針に変わりはありません。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） それで、再任用がですね、今言いましたように、本当にそれぞれ多くの職域から再任用職員が出てきております。その人その人の特色はあるんで、そういう人に合った職場を与えてあげることが、その人が生き生きとして再任用期間ですね、力を発揮して本当の職員に替わるような、補助をしていただけるような職員になるんじゃないかなと思います。現在、私どもが聞いたところによりますと、大変働きにくいところについているという方もおられることは耳にしておるところでございますので、その辺も含めて、今日の回答は考えていませんということでしたが、そういう職場を考えた部分での部署をぜひ設置していただきたいと思っておりますが、なかなかあれですね。これ、引き続き次回にまた機会を得たときに再度質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、2件目をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 西鉄バス二日市駅東口・星ヶ丘線の増便につきまして、市長回答ということでございますけれども、私のほうから回答させていただきます。

この団地バス、通称星ヶ丘線につきましては、地元からの要望によりまして西鉄の路線バスが開設されたという経緯がございます。10年ほど前までは順調に推移しておりましたけれども、近年団地住民の高齢化や団塊世代の大量退職などによりまして、通勤手段としての需要は徐々に減少してきているのが現状のようでございます。

これまでも、太宰府市から西鉄に申し入れを行っておりますけれども、西鉄によりますと、まほろば号と同程度の小型バス4台、中型バス1台で、星ヶ丘線（五条方面と二日市駅東口方面）を運行しておりましたけれども、乗客数の減少によりまして採算割れがかなり前から生じておるということでございました。今回やむなく小型バスを1台減便いたしまして、小型バスの運行経路を中心にダイヤの改正を行った結果、減便となったというふうに聞いております。

規制緩和以降の公共交通を取り巻く状況は非常に厳しいものがございまして、特にバス経営については一段と厳しいようでございます。経営状況によっては、減便されたり、ややもすると廃止といったことも各地では起こっているようでございます。これ以上の減便をさせないためには、何よりも地域住民の方の利用によって、地域のバスを支えていただくことが重要だというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） そういう回答が来ることはわかっておりますが、まず市長、私これも市長にお願いしたんですが、市長が答弁しておりませんので、先ほど述べましたように民間企業といえども公共交通機関が事前に市や関係者に協議もなく、一方的にバスの車内に広告を周知ただけで実行されているんですね。この分、市長どう思いますか。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 企業がやられておることでしょうから、十分に公共的な要素はありますけれども、その辺のところは西鉄関係者に聞かれたほうが良いというふうに思います。私は、もっ

とサービスを、周知期間も含めてというふうな気持ちはわからないことはありませんけれども、以上です。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） さらに申しますと、先ほども申しましたが、内容的には少し違いますが、西鉄二日市東口から太宰府高校口が1日43便出ているんですよ。五条駅行きが1日26便なんですよ。先ほど今泉部長がご答弁がありました、2便で小型で回しているということでしょう。だけど、太宰府高校までは43便ですよ。どうして、その2つの場所できると思えますか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 減便されました今の現状で申しますとですね、西鉄二日市駅東口から梅香苑、それから緑台の公民館前を經由して太宰府高校に行く便は、減った現在でも138便ございます。それと、西鉄の五条駅から緑台公民館を經由して太宰府高校に行く便は、減便されても63便ございます。それと、西鉄二日市東口から梅香苑、緑台を經由して太宰府高校に行く便は、減便されても101便あるということでございます。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 台数が大分違うような感じがしますが、西鉄二日市東口方面行きというんですかね、太宰府高校からですよ、それが69便ですよ。今69便、どう言いました。五条駅って言うた。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） もともとバスはですね、以前は6台で運行されておりましたけれども、それが台数が減ったということございまして、1台のバスが減ったことによって便を減らさざるを得ないという状況でございます。調べますと、西鉄五条駅から緑台を經由して太宰府高校に行く便は、当初91便あったのが減りまして63便になったということでございます。同じように、西鉄東口から梅香苑、緑台を經由して太宰府高校に行く便は1日156便あったのが138便に減便をされたというふうになっております。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） これは、西鉄の情報ですか。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） これ、西鉄の情報でございます。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 私が言った数字はですね、これあれですよ、バス停の一覧表があるんですが、その本数を数えればわかるんで、実際それは空で行っとるかもしれないですけど、百何便って絶対ないよ。69便でした、最高。だから、そういう部分も含めてですね、かなり減数されています。本当に民間企業ですからですね、利益優先のみで、やはり公共交通機関としての地域への貢献が本当に乏しいと思います。市長は、高齢者が市役所を初め買い物や病院などに

外出することができなくなって大変困っておりますとっておるんですが、現状から西鉄バス二日市株式会社に対し増便されるよう、強く要望していただきたいと考えますが、お答えください。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 常に市民の目線といいましょうか、それで行っております。特に、西鉄等々についての要望は事あるごとに私直接出向き、お話をすること再三でございます。ただ、今の便にしましても、まほろば号の便からいきますと相当多いというふうな状況と思われれます。地域の高齢者の皆様方、どれを選択するかというようなこともあるかもしれませんけれども、あるいはまほろば号の増便のときにも、私も今の路線を競合するかもしれないけれども走らせる案も市の中ではあったわけでございます。しかしながら、西鉄との長年の競合といいましょうか、競合路線については、それは市のまほろば号は走らせないというふうな状況等がありましたので、その辺のところ等については、やむなく引き下げたような状況です。

今のような、まほろば号ぐらいの便になりますと、大変困るわけですから、その辺のところについては少なく、減便しないような、そういった要望等については行っていきたいというふうに思います。

それからもう一つは、市民の皆様方が、あらゆるまほろば号も含めて利用していただくというふうなこと、これが一番大事でございます。この辺のところも地域の皆様方、先ほどの質問の中にもありましたけれども、みずからの自家用車を使うことなく、それぞれの皆様方が公共路線を利用するというような視点に立って、自治会におきましてもそういった運動を進めていただきたいというふうに願うものであります。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 市長がそのように要望していただくということで、まああれですけども、市長、たまたま市長が言われましたけども、この西鉄バスの二日市駅東口から星ヶ丘線につきましては、平成14年度ごろに私も担当しておりましたが、その間西鉄バス二日市の幹部とですね、まほろば号までうちが引き受けましょうと、市でと話を進めておまして、このときにもう西鉄バス二日市株式会社さんのほうも、ぜひもう市でやれるものは市でやってくださいということでした。だから、やはりもう赤字ばっかしのまほろば号じゃなくて、こういう黒字路線もまほろば号の中に含めた形で、大きな市内まほろば号にしていただければと思っておるところでございますが、この点につきまして、また3件目で質問しておりますんですけど、言っていただきましたように、それもあわせて最後言いますが、今後とも増便については、市長のほうから向こうの社長とでも協議をいただいて、1便でも2便でもいいですから、バスを1つ確保してもらえれば、3便ぐらい増える。簡単な方法ですので、そういう分では、ぜひ増便方の要請をしていただきたいと思っております。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私どもが要望した、地域と一緒にあった一つの成果をご報告しておきますけ

れども、今、甘木・博多駅線が都市高速を使って走っておりますけれども、これも長年の懸案事項でありました。通っておるといふようなことを知った時点の中で、高架をずっと通過しておいた経緯もあります。それで、市のほうとしては、市民が博多駅まで直通で都市高速使って行けるから下を通ってほしいというようなことを、まずもって西鉄に要望をいたしました。そして、洗出あるいは高雄もそうですけれども、今回水城バス停が設置をされました。「まにまに日記」を見ていただくと、そのバス停の開所式も掲載しておりますのでわかりますけれども、そういった形で必要なところ等については要望しながら開設をし、市民の利便性のために努力を、汗を出しているところです。同様の便の増設等々についても、必要なときには汗を流していきたいというふうに思っているところです。そういった報告も含めて、お知らせを市民の皆さんにしておきたいというふうに思います。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） その甘木線につきましては、私も担当しておりましたから十分承知しております、その当時に坂本、洗出のほうにですね、下を走ってくださいということで要望をして、今現在になっているとおりですが、ぜひ市長の力強い要望でですね、増便ができますように、よろしく願いいたします。

3件目をお願いします。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） コミュニティバスまほろば号高雄回り線等について、市長回答ということでございますけれども、私のほうから回答をさせていただきます。

平成21年の路線開設時に、西鉄バスと路線についての協議を行っております。後から運営します後発バスにつきましては、競合地域への乗り入れは行わないという基本原則がまずございます。それとあわせて、公設路線と民間路線とは経営環境が違うということで、高雄回り線につきましては、団地内の乗り入れが困難だということの結果、こういうふうなコースになっております。

また、高雄回り線につきましては、1日平日で7便という本数の少ない中での運行でございますけれども、通称星ヶ丘線につきましては、減便になった今日でも先ほど申しましたように、往復の便数ですけれども、9倍以上の本数が確保されております。まずもっては、この便数を維持するためにも、地域で利用していただくものを切にお願いしたいというふうに考えております。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 少し昔の話になりますが、平成14年9月議会の中で、清水前議員さんから、まほろば号の高雄地域方面への運行計画について一般質問がありました。この路線については、運行道路の整備が必要で、基本的には高雄地区全体のまちづくりを視野に入れながら、高雄中央通りを優先的に整備して、高雄台地区への接続を検討し、星ヶ丘線も含めた部分で、高雄台新設路線を協議していると回答されておりますが、平成21年4月には、現在の高雄回り線

が開通されましたが、この路線について青山地区等には何ら協議もなく、多くの市民の声を聞かないまま発車オーライされているように思いますが、そのわけをもう少し説明してください。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） 高雄のほうの中央通り線と高雄台団地のほうへ抜ける道の整備については、その整備が終わった後に運行するという事は、まずそれはもうご承知のとおりだと思いますけれども、先ほども申しましたように、東ヶ丘については、民間が運営します西鉄バスと競合するということで、その地域は避けなくてはならないという協議結果になったために、やむなく国道3号線を走るという結果になったということを知っております。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 一番ネックは、じゃあ競合する部分があるからということでしょう。それについては、もう既に先例があるじゃないですか。宇美線、市役所から宇美線に行っていますよね。あの中には、まほろば号が走っていませんか。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 宇美線の廃止に伴いますところのまほろば号の増設のとき、ちょうど助役をしておりましたので、あと担当がかわっておりますので、私のほうから回答いたします。

初めに、そういった要望等もありまして、あの宇美路線を廃止するんだと。私どもとしては困ると、関屋まで都府楼団地やったかな、二日市駅まで行っておったんですね。それが廃止されて、私どもの要望を繰り返しながらして、関屋といいましょうか、今の市役所までになった経緯があります。その間のまほろば号と競合するというふうなことでどうするかというような話になりました。西鉄と折衝をずっと重ねたわけです。それでは、西鉄のほうで、私どもが考えております三条台、それからもう一つの大原台も含めて、西鉄バスを通すならば、まほろば号として認めようと、補助金も出すというふうな形の中でやりました。そのことについては、結果的にできないというような形になりました。西鉄については、太宰府間について100円というふうな形の中で、最終的に決着をしたと。相当の補助金の要望も当時ありました。廃止をする場合についての赤字分についてのそういった補償というふうなことを含めて、そういった経緯で今の状況になっておるということで、競合はしておりますけれども、その間についてはまほろば号というふうなとらえで結構だと思います。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） そういった先例があるので、高雄回り線を青山地区に回すことは問題ないじゃないんでしょうかね。どう違いますか、その辺は。

○議長（大田勝義議員） 地域づくり担当部長。

○地域づくり担当部長（今泉憲治） その先例といえますのは、大きな幹線でその道しかございませんので、選択の余地は多分ないと思いますけれども、星ヶ丘の団地の中については、枝線といえますか幹線路線ではなくて、そこの団地の中で競合するという部分でございます。当然私

どももいろんな折衝をした中での結果、種々協議した結果がこうなったということで、先例があるからすぐできるかどうかというのは、今さっきの宇美線の幹線道路とはちょっと別の次元があるのではないかというふうに思います。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） それは、行政の考え方であって、市民から見たときに、なぜその高雄回り線が3号線に行くのかと。私もやはり質問するからにはいけないということで乗ってみました。2日間乗りました。確かにですね、私が乗ったときには、今先ほど1便当たり平均4人と言いましたけれども、私が乗ったときは6人でした。だから、少しは増えているのかなと思いましたがけれども、やはり3号線の間は乗る方もいないし降りる方もいないんですよ。やはり地域の方が乗られるんです、間違いなく。そんな近いほうもあつたら早いんじゃないですか。そういうことを含めて、やはり星ヶ丘、今路線があるものは、西鉄二日市がやっているその星ヶ丘線は、五条駅でとまってしまうんですね。だから、青山地区や梅香苑含めて、五条駅でとまって、五条駅から歩かないかん、市役所へ行くには。そういうことは、今の高齢者が住む中にね、非常に困っているというのが現状であるんですよ。それで、やはり市としてはそこら辺を十分考えてもらって、市役所に行ける工夫をね、考えてもらえればと思うところです。

あわせて、やはりこのコミュニティバスまほろば号については、当然私もかかっておりましたから、一面では福祉バスとしての目的もございます。だから、費用対効果は余り言えないとは思っておりますが、最初の質問でも述べましたが、予想以上に少ない利用者数でしたので、私も高雄回り線を12月9日と、金曜日ですけども15時30分発と、12月12日月曜日の14時発に乗車したと先ほど言いましたが、確かに6人ぐらい乗っておりましたが、少し増えています、間違いなく。

ただ、それはもう太宰府駅から高雄回りをして市役所に帰ってくる間で6人ですからね。往復ですよ、結局。往復で6人しか乗らないというのは、費用対効果でいいますとかなり厳しいなと思います。平成21年4月に路線を新設されておられるので、大変今現状利用されている方から考えると難しいことだとは思いますが、利用者を増やすことも、それは福祉バスがわりというものもありますけども、福祉を支援するというバスにもなるわけですが、そういったときに、やはり利用者をもっと増やす工夫を考えることも大事ではないかなと。今つくったのがベターじゃないんで、私どもはその意見として言っていきたいと思うんですが、やっぱり利用者を増やすために、高雄回り線の国道3号線経由を高雄から高雄台、緑台、青山、五条駅から市役所行きに変更することによってかなり増員が、数がこれは本当に増えると思います。なぜかといいますと、先ほど言いましたように、西鉄バスは五条駅でとまる。高雄回り線は市役所まで行きますから、かなり市役所の方々の利用者はこれに乗っていかれるだろうと思います。そういうことで、ぜひそういうことを含めてですね、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大田勝義議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今の路線等々の基本的な考え方は、部長のほうから回答したとおりです。ただ、私も梅香苑のときだったと思いますけれども、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の中で言われた言葉がまだ耳に入っていました。梅香苑はどこまでと思っておるか。道を離れた筑紫野市境のところがあるわけです。そこは、ほっておきではないかというふうなことを言われました。中村家具のところの周辺ですけども、その周辺の方々も乗れるようなバス停のバスカットをし、そして停留所といえましょうかバス停を設けておるといような状況もあります。ですから、日々乗ってあるとき、乗ってないときの光景はそれぞれあるでしょう。しかしながら、高齢化社会を迎えたときについては、必要なときに走っておるといことが大事であるというふうに思っております。もう少し、その辺の廃止、変更するかどうかについては検証が必要だというふうに思っております。それから、第一義的には、今西鉄との競合路線でございますので、その辺の話を先にすることが大事ではないかなというふうに思っております。もともとすべてを廃止されると、とても今のまほろば号の金額といえましょうかね、予算額では走らせることができない、バスの増大もしなきゃならない、全体的にはどうかというふうなことも含めた形で、腹をくくって交渉しなきゃならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 大変市長、力強いお答えだったのかなと思っておりますが、少し私としては物足りないところがあるんですが、私もですね、そんなに早急には考えていません。やはり2年半以上ですかね、高雄回り線ができて。だから、その部分でかなり利用されている方が、やっぱりこっちへ回っているのになぜこっちになるのかということになるろうと思っておりますので、そういった部分のやっぱり協議も当然しなきゃなりませんし、意見も聞かないかんだらうと思っております。だから、あわせましてですね、西鉄二日市バス路線も含めて、このまほろば号もあわせてですね、高雄回り線を一緒に考えてもらって、やはり効率のいい利用の仕方をしたほうが費用も安くなるし、料金収入のほうもかなり上がってくると私は思いますので、その両面をですね、一緒にして考えていただきたいと思っております。

そんなことで、今後とも検討協議されるよう要望いたしまして、今日の質問は終わります。

○議長（大田勝義議員） 3番上疆議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大田勝義議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、12月14日午前10時から再開いたします。

本日はこれもちまして散会いたします。

散会 午後3時20分

~~~~~ ○ ~~~~~